

三重県食を担う農業及び農村の
活性化に関する基本計画

平成28年3月
三 重 県

目 次

第1章 基本計画策定の考え方	1
1 策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢	3
1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化	
2 三重県の農業・農村の現状と課題	
第3章 基本方針	22
1 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方	
2 三重県の農業・農村の活性化に向けた施策の展開	
基本施策 安全・安心な農産物の安定的な供給	
基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	
基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	
基本施策 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	
第4章 推進体制の整備	44
1 計画の推進体制	
2 地域の特性を生かした活性化に向けた支援	
参考資料	51
1 用語の解説	
2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

本県は南北に長く、伊勢湾を望む伊勢平野や山々に囲まれる上野盆地、南北に連なる紀伊山地、リアス式海岸の志摩半島、力強い海岸線の熊野灘など、変化に富んだ地形を有しています。このように多様な地形を有する県土や、四季の変化に富んだ自然環境の中で、本県の農業・農村は、それぞれの地域の気候・風土に適した特色ある農産物を供給するとともに、多くの食文化を形成してきました。

また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、伝統文化の伝承など、県民の皆さんの生活を支える重要な役割を果たすとともに、地域住民をはじめ、本県を訪れる人びとにも安心感や心の豊かさを提供しています。

しかしながら、本県の農業・農村は、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行する中で、耕作放棄地が増大している状況にあり、農産物価格の低迷および農業資材価格の上昇と相まって生産力や食料安定供給力、農村活力の低下が進むなど厳しい状況におかれています。

一方、国際的には、環太平洋パートナーシップ協定（TPP*）をはじめとする、EPA*やFTA*などによるグローバル化が進展する中、国内では安全・安心な国産食料に対する消費者のニーズが高まるとともに、都市に住む若者を中心に、都市と農村を人びとが行き交う「田園回帰」の新たな動きが生じるなど、新たな生活スタイルの場として農村への期待も高まってきています。

こうしたことから、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農地中間管理機構*による農地集積・集約化の加速化、グローバルマーケットの戦略的な開拓などの農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能*の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を進めるとされ、さらにTPPの大筋合意をふまえた「総合的なTPP関連政策大綱」が決定されるなど、今後これらに的確に対応していくことが求められています。

また、高齢化や小世帯化などの社会構造の変化やライフスタイルの多様化、食の安全・安心への関心の高まり、海外での和食人気など、社会情勢の変化に対応し、国内外の需要を積極的に取り込むとともに、ICT*（情報通信技術）・ロボット技術の導入や医療・介護などの新分野の開拓など、新たな可能性への積極的なチャレンジを応援することを通じて、「もうかる農業」につなげていくことが重要です。

さらに、農業従事者の高齢化が著しく進展する中で、農業を持続的に発展させていくために、若者が就労の場として農業を選べる環境づくり、雇用力のある農業経営体や集落営農の育成、地域のさまざまな農業者による地域活性化に向けた取組の展開、女性の活躍の促進など、多様な農業経営体を確保・育成していくとともに、農業生産の低コスト化・高度化に対応できる農業生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

加えて、耕作放棄地の増大や集落機能の低下が懸念される中で、多様な地域の資源や魅力を生かした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくとともに、大規模自然災害に備え農業用ため池や排水機場等の老朽化対策や耐震対策の実施、津波に備えた農業版BCP*の作成支援などにより、災害に強い安全・安心な農村づくりを計画的に進めていくことが求められています。

この計画は、こうした認識のもとで、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と、本県の農業・農村の持続的な発展に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、めざすべき将来の姿を明らかにするとともに、その実現のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、県民の皆さんの意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、本県の食を担う農業・農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、本県の「食」と「農」の活性化を進める上での指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業・農村の振興に向けた取組を進めるための共通の指針として、さらに、県民の皆さんには、農業・農村の振興に理解をいただくとともに、自らの健全で豊かな「食」の実現のために「食」と「農」との望ましい関係づくりへの参画を図るための指針として、利用されることを期待しています。

3 計画の期間

この計画は、平成28(2016)年度を初年度とし、平成37(2025)年度を目標年とする10か年計画とし、農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね5年ごとに見直します。

なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定することとします。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化

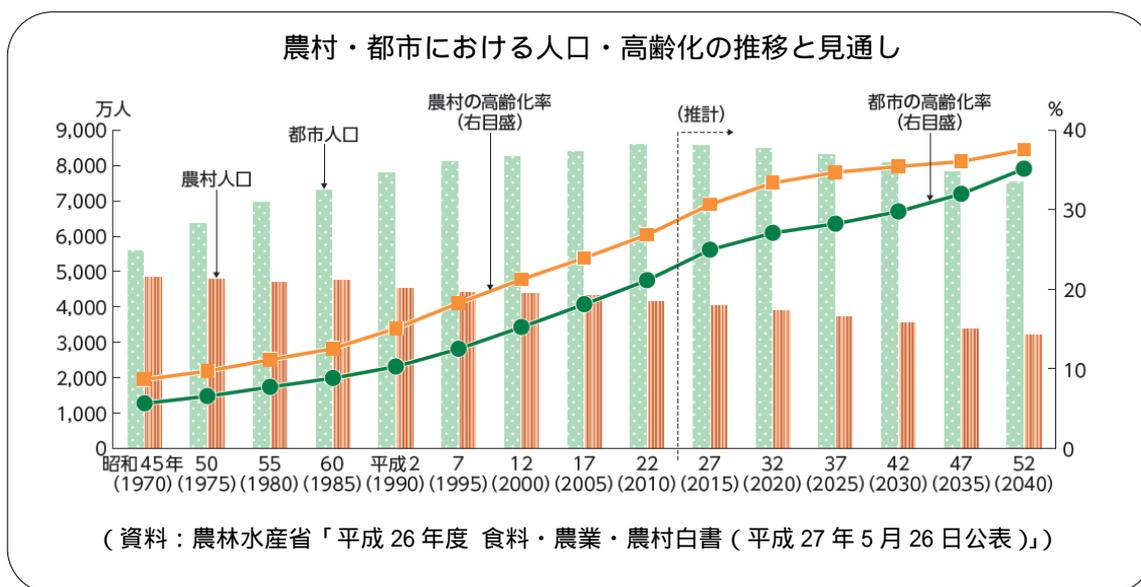
(1) 人口減少の本格化と「まち・ひと・しごと創生法」の施行

日本の人口は、平成 21 (2009) 年をピークに減少に転じており、世代構成も高齢化していることから、今後、国内の食市場が縮小することが予想されています。

本県の人口は、平成 19 (2007) 年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じ、平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在の人口は約 182 万人となっています。また、本県の将来人口は、「日本の地域別将来推計人口 (平成 25 (2013) 年 3 月推計)」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、平成 52 (2040) 年には、150 万 7 千人となり、平成 22 (2010) 年から約 19% 減少すると予想されています。

特に、中山間地域等の条件不利地域においては、都市部に先駆けて人口減少が進行しており、今後、高齢農業者のリタイア等により、集落機能が低下するとともに、耕作放棄地が増大することが懸念されています。

このような中、国において、平成 26 (2014) 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めをかけていくとともに、東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して活力ある日本社会を維持していくための地方創生の取組が始まっています。本県でも、人口の流出抑制および流入促進、交流人口の拡大に向け「まち・ひと・しごと創生」を推進することにしており、あわせて、少子化対策の取組を加速させることにしています。



(2) 農産物貿易交渉の進展

世界中の国を対象とするWTO*交渉が難航するなか、特定国間でのEPA*やFTA*が拡大してきており、日本は、現在、環太平洋パートナーシップ協定(TPP*)や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)*、日中韓FTA、日EU・EPA*等の経済連携に向けた取組を推進しています。

こうしたなか、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が、平成28(2016)年2月に署名され、その内容には、主食用米の無関税輸入枠の設定、麦のマークアップの削減、牛肉・豚肉の関税の段階的引き下げなどが含まれており、本県の農業に影響が及ぶことが懸念されています。国は今回の合意に伴い生じる諸課題に係る対策として、農業の体質強化対策や重要5品目(米、麦、牛肉、豚肉等)対策等を講じることとしており、今後、国の対策等に的確に対応しつつ、農産物の安定供給に向け、持続的な農業生産体制を構築していくことが求められています。

環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の概要

品目	内容
米	<p>現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(341円/kg)を維持。 その上で、既存のWTO枠(77万t)の外に、米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。 米国：5万t(当初3年維持) 7万t(13年目以降) 豪州：0.6万t(当初3年維持) 0.84万t(13年目以降)</p>
小麦	<p>現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持 既存のWTO枠に加え、米国(15万t(7年目以降))、カナダ(5.3万t(同))、豪州(5万t(同))にSBS方式の国別枠を新設。 マークアップを9年目までに45%削減。</p>
牛肉	<p>16年目に最終税率を9%(現在の関税率38.5%)とし、関税撤廃を回避。 16年目までという長期の関税削減期間を確保。 輸入急増に対するセーフガードを措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)</p>
豚肉	<p>差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃) 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。</p>
乳製品	<p>脱脂粉乳、バターについて、枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定。 (生乳換算で6万t(当初) 7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定) 日本人の嗜好に合うモッツァレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長期の経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。</p>

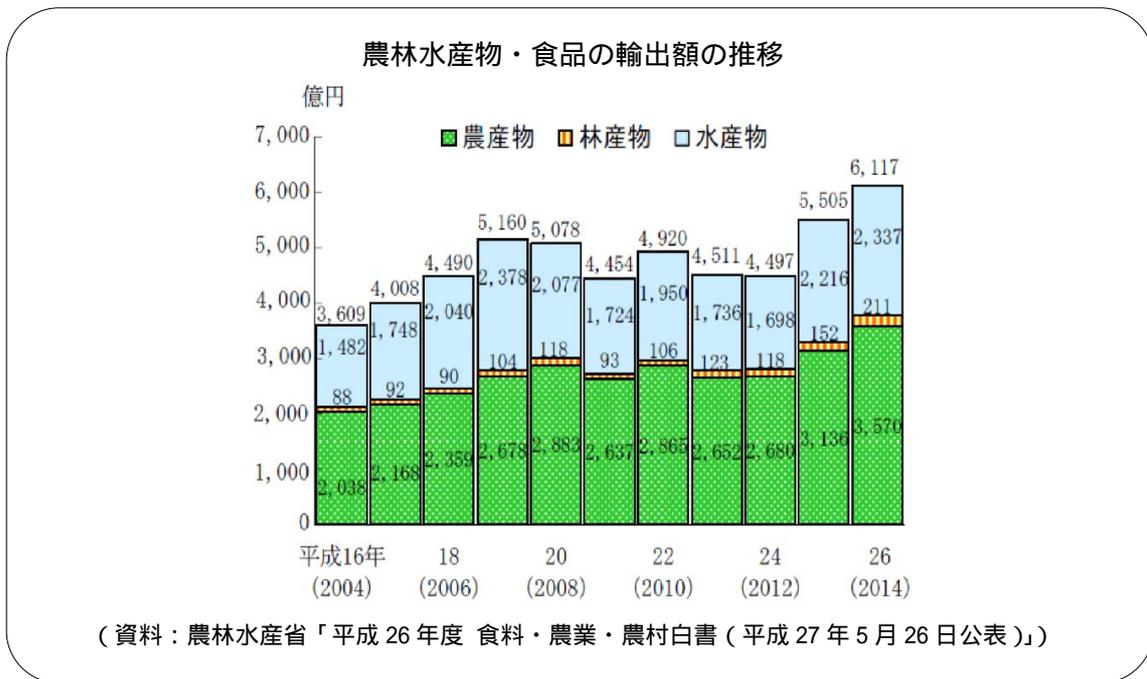
(資料：農林水産省「農政新時代～努力が報われる農林水産業の実現に向けて～農林水産分野におけるTPP対策(平成28年1月)」)

(3) グローバル化の進展

国内の農産物需要が縮小する一方で、世界の食市場は拡大が見込まれています。

日本の平成 26 (2014) 年の農林水産物・食品の輸出額は 6,117 億円に達し、統計を取り始めて以来の最高値になりました。農産物では、牛肉、緑茶等の品目が大きく増加しており、また、加工品では、味噌や醤油等の「和食」に関する品目が大きく増加しています。これらの輸出額の増加は、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録などにより日本産食品への海外での需要が高まったことも要因の一つと考えられます。

日本にとっては、成長著しいアジア諸国や、購買力が高い人口を多く有する欧米諸国へ農林水産物・食品を輸出していくことが重要となっています。



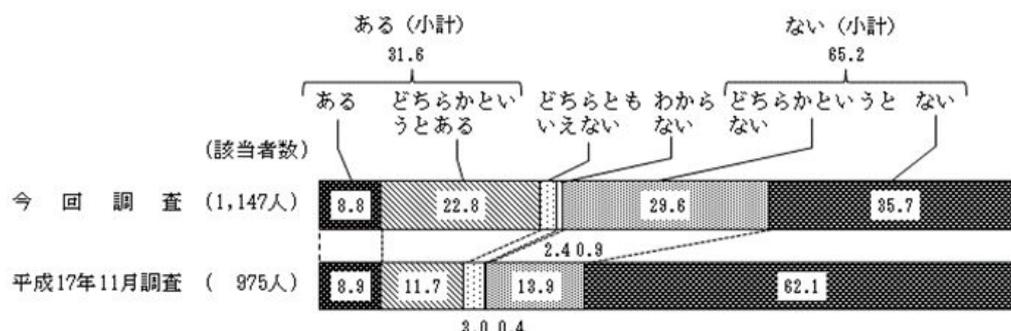
(4) 人びとの生活スタイルや消費行動の変化

内閣府によって行われた農山漁村に関する世論調査 (平成 26 (2014) 年 8 月公表) によると、農山漁村地域への定住願望が「ある」または「どちらかというところ」と答えた都市住民の割合が、前回調査より大きく増加し、約 3 割が農山漁村への定住に関心を持っているという状況です。

こうした中、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人びとが行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を機に農村へ移り住む動きが見られるようになってきています。本県では、平成 27 (2015) 年 4 月、東京に「ええとこやんか三重 移住相談センター」を開設し、県内への移住・定住に関する情報発信や相談対応に取り組み始めており、農山漁村地域では、こうした動きをしっかりと取り込み、若者の定住しやすい地域づくりを進めていくことが重要です。

都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無

(単位：%)



(資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」(平成26年8月公表))

また、高齢化や小世帯化、女性の社会進出が進む中で、加工・業務用や少量・軽量パックの需要の増加など需要構造等が変化しているほか、社会の成熟化に伴って個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、消費行動も変化してきています。

消費者の心理は、さまざまな意識調査が示すように「ものの豊かさ」より「心の豊かさ」を選ぶ方向へと変化しており、「もの」が市場にあふれている現在では、商品選択のうえで、それぞれの商品が何を特徴としているのかという判断基準に加え、なぜその商品を購入する必要があるのかという動機(共感)に基づいた消費行動が広がってきていると言われていています。そうした中で、「売れる農業」「もうかる農業」の実現をめざす農業者等の取組においては、消費者に対する、安全・安心、高品質、価格、機能といった「物質的価値」の提供だけにとどまらず、現在の社会や地域の将来に対する思いを背景とした、生産・製造に取り組む姿勢(ストーリー)などの「精神的価値」の共有も大切になっていくと考えられます。

(5) 女性の活躍の拡大

女性の活躍が国の成長戦略の中核に位置付けられ、女性が輝く社会の実現に向けた取組がさまざまな分野で展開される中、消費者視点での新商品の開発や販売など、さまざまな場面で女性の能力や感性を生かした事業活動が展開されています。

近年、成長産業として位置づけられる農業分野でも、女性農業者と自動車メーカーや旅行会社、ホテル等の企業が連携して、女性の力を商品開発等に積極的に生かしていく「農業女子プロジェクト」が国において立ち上がっています。

本県でも、松阪地区の農村女性アドバイザーによる地域の農産物をテーマにした喫茶・飲食店の取組や、四日市地区の茶農家女子会によるお茶の新商品開発などの取組がみられ、今後も各地で農業・農村の魅力や地域資源を生かしたさまざまな取組が繰り広げられることが期待されます。

(6) 農業・農村の多様な可能性

○ 介護食品等の新分野の開拓

高齢化が進展する中で、介護食品に関する市場規模は、噛むことや飲み込むことが難しい人びとだけでなく、低栄養の予防や日々の生活をより快適にしたい人びとも対象としてとらえた領域の広い市場となることが期待されています。

また、食品の持つ機能性を生産者などの責任のもとに表示できる新たな「機能性表示食品」制度が平成 27(2015)年 4 月に創設され、加工食品やサプリメントだけでなく、野菜や果物などの生鮮食品も対象とされたことにより、今後、新たな市場形成につながる可能性があります。

これらの取組を進める企業等と農業者等が連携し、機能性など付加価値の高い農産物の生産・供給を担っていくことが期待されます。

○ 地理的表示

産地名と一体となった特色ある農林水産物・食品などの名称を、「地理的表示」として国が登録保護する「地理的表示（GI）保護制度」が、平成 27（2015）年 6 月から施行されています。この制度は、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するものです。

基準を満たすものには「地理的表示」およびGIマークの使用が認められることから、地域ブランド産品として差別化が図られることや海外展開に寄与することなどにより、地域ブランドの保護・活用による農山漁村の活性化や、農林水産物・食品の輸出の促進につながることも期待されます。

○ ロボット技術やICT*（情報通信技術）の発展

担い手はその意欲と能力を存分に発揮できる環境を創出していくためには、ロボット技術やクラウドシステムをはじめとしたICTを活用し、省力化や低コスト化を実現する技術を導入していくことが必要です。

こうしたロボット技術やICTの導入は、労働力不足を補うことのほか、飛躍的な生産性の向上や、多様な人材が活躍できる環境の整備につながると考えられます。

特に農業分野では、担い手の高齢化が進む中、「匠の技」のデータ化・マニュアル化等や、農業機械のアシスト装置の導入により、若い世代への円滑な技術継承や、新規就農者の増加が期待されています。

ロボット技術、ICT*を活用したスマート農業のイメージ



（資料：農林水産省「平成26年度 食料・農業・農村白書（平成27年5月26日公表）」）

（7）国土強靱化の動き

日本では、国土の地理的・地形的・気象的な特性から、過去に多くの災害に繰り返し苛まれてきていることから、国土強靱化に向けた取組を精力的に進めるとともに、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムの構築に向けた検討を行っていくことが重要となっています。

また、高度経済成長期に整備した道路や建物などのインフラが老朽化し、一斉に耐用年数を迎えることから、それぞれの劣化の状況に応じた適時適切な補修・更新等を行い、施設の長寿命化と維持管理費用の低減を図っていく必要があります。

特に、本県では、近い将来、南海トラフ地震の発生が心配されていることから、基幹的な施設や、人命等に影響の大きい施設から詳細な調査を実施し対策工事等を進めていくとともに、行政や関係者が大規模地震や津波等の災害に備えた業務継続計画（BCP*）を作成し、事前準備や初動体制の強化等に取り組むことにしています。

（8）農業の成長産業化に向けた国や県の動き

農業産出額が大きく減少する中、基幹的な農業従事者の平均年齢が67歳となり、耕作放棄地が20年間で2倍に増えるなど、待ったなしの課題に直面する農林水産業・農山漁村の本来の活力を取り戻すため、国においては、農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と、国土保全といった多面的機能を発揮するための「地域政策」を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、「農林水産業・地域の活力創造本部」が平成25(2013)年5月に設置されました。

平成 25 (2013) 年 12 月には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」がまとめられ、農業・農村全体の所得を 10 年間で倍増させることをめざし、「国内外の需要（需要フロンティア）の拡大」、「需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン^{*}）の構築」など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コスト削減の取組や、経営所得安定対策^{*}と米政策の見直しなどの「生産現場の強化」、併せて、農村の活性化や日本型直接支払制度などの「農村の多面的機能^{*}の維持・発揮」を図る取組を進める、という政策の四本柱が明確にされました。

平成 27 (2015) 年 3 月には、このプランに沿って新たに「食料・農業・農村基本計画」が策定され、この計画に基づき、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けたさまざまな施策が展開されています。

さらに、平成 27(2015)年 10 月に T P P が大筋合意に至ったことをふまえ、これに関連した政策として、「総合的な T P P 関連政策大綱」が同 11 月に決定され、農林水産分野では、「攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)」と「経営安定・安定供給のための備え(重要 5 品目関連)」の 2 つを柱に「農政新時代」を創造していくこととされています。

また、本県は、豊かな食材や多様な食文化、特徴ある食関連企業の立地など、「食」に関連する高いポテンシャルを有しており、食関連産業は今後の成長が期待できる産業分野となっています。

こうしたことを背景に、「『食』で拓く三重の地域活性化」をテーマに、国の改正地域再生法の認定を平成 27(2015)年 1 月に受けたところです。

認定された計画を着実に実行するとともに、食関連産業の付加価値を高め、三重の「食」を積極的に国内外に発信することで、観光誘客や海外市場の獲得につなげていくための将来に向けた取組方向として、「みえ食の産業振興ビジョン」を策定し、食関連産業の振興を通じた地域経済の活性化を図る取組を始めています。

2 三重県の農業・農村の現状と課題

(1) 耕地

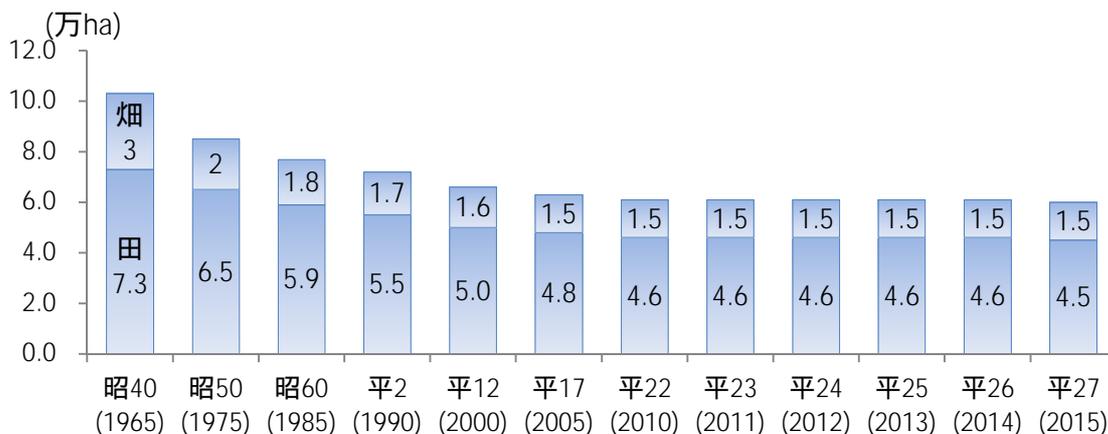
耕地面積は、年々減少してきています。平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年までの直近 10 年間で、耕地面積の約 5.2%にあたる、約 3,100ha が減少しました。

耕作放棄地面積は、生産条件が不利な中山間地域等を中心に増加してきており、平成 27(2015)年には県全体で 7,622ha、全耕地に対する割合は 12.6%となっています。

耕地利用率は、農業・農村がおかれた厳しい情勢を反映して年々低下してきていましたが、水田における麦・大豆・飼料用米等戦略作物の生産拡大の取組によって平成 20 (2008) 年以降わずかに上昇し、近年は 90%程度の水準で推移しています。

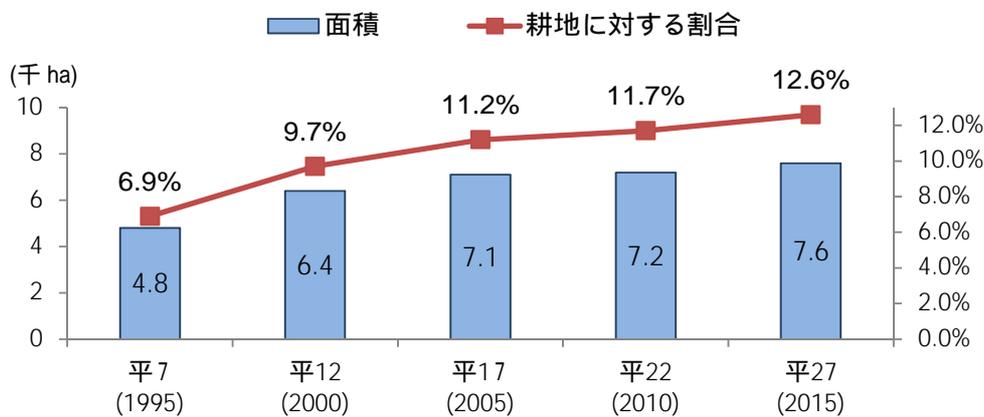
県民の皆さん等への食料の持続的な供給や、洪水防止をはじめとする農地の持つ多面的機能^{*}を維持していくためにも、県内の優良農地を維持・保全し、食料生産の基盤を強化していくため、農地の適正な管理や有効利用を図っていくことが重要となっています。

耕地面積の推移



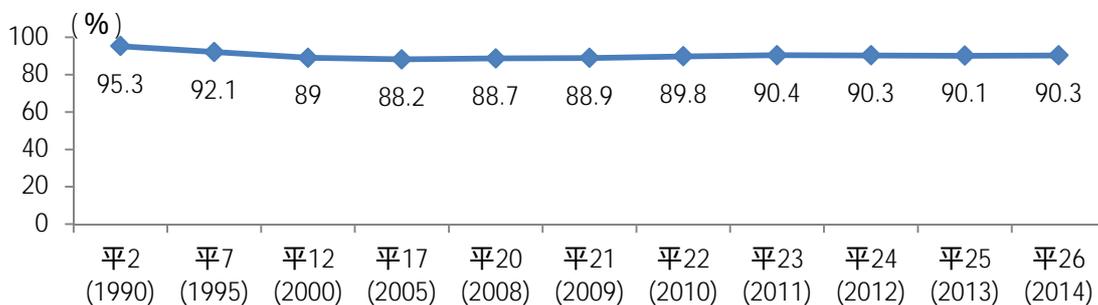
(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

耕作放棄地面積の推移



(資料：農林水産省「農林業センサス」)

耕地利用率の推移



(資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

(2) 農業農村整備の推進

農業の競争力強化に向けた整備の推進

農業の競争力強化に向け、農地のほ場整備や農業用水路のパイプライン化*などの生産基盤の整備を計画的に進めています。

県全体のほ場整備は、要整備面積 43,000ha に対して、平成 26(2014)年度末までに 36,072ha が完了し、その整備率は 83.9%となっています。経営規模の拡大や担い手への農地集積による生産性の向上を図るためには、ほ場の区画拡大を進めるとともに、排水条件等を改善し水田を有効活用していくことが必要です。

また、パイプライン化は、要整備面積 21,500ha に対して、平成 26(2014)年度末までに水田を中心に 6,181ha の整備が完了し、その整備率は 28.7%となっています。農業者の大きな負担となっている水管理労力を軽減するとともに、意欲ある担い手への農地利用集積や地域の実情に即した営農しやすい環境づくりのため、パイプライン化による水管理や維持管理の省力化を推進していく必要があります。

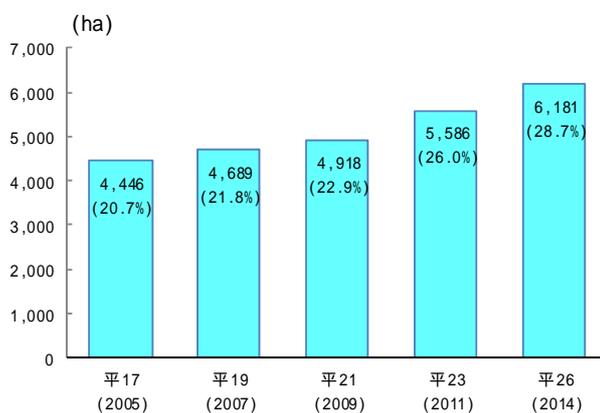
災害に強い安全・安心な農村づくり

農業用ため池や排水機場等の多くで老朽化が進行していることから、大規模地震や風水害に備えて、農業用ため池や排水機場等の整備や耐震調査等を進めています。

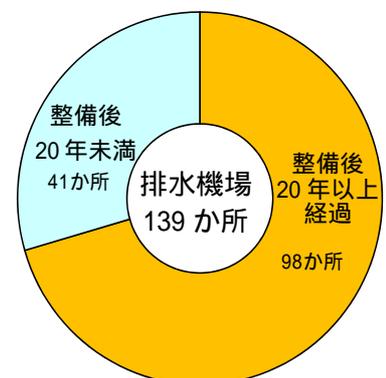
平成 26(2014)年度末までに農業農村整備事業で改修されたため池は 237 か所(全体の 7.5%)で、うち耐震対策済は 42 か所(1.3%)に留まっています。人命や財産への甚大な被害が想定されるため池は、早急に補強対策等が必要であることから、総合的な判断のうえで、優先順位を付けて計画的に改修を進めていく必要があります。

また、これまでに湛水防除事業等により、139 か所の排水機場を整備してきましたが、平成 27(2015)年度末にはこのうち 98 か所(全体の 71%)が標準耐用年数を超え更新時期を迎えることから、機能診断、耐震診断の結果をふまえて、優先順位を付けて施設の計画的な更新や長寿命化、耐震対策を行っていく必要があります。

パイプライン化整備面積および整備率の推移



排水機場の施設築造経過年数



(資料：三重県調べ)

(3) 農業者

販売農家数は年々減少してきており、平成 27(2015)年までの直近 10 年間で約 35%減少しています。また、農業就業人口は、平成 27(2015)年までの直近 10 年間で約 41%減少するとともに、平成 27(2015)年には 65 歳以上が 75%を占め、高齢化が進んでいます。

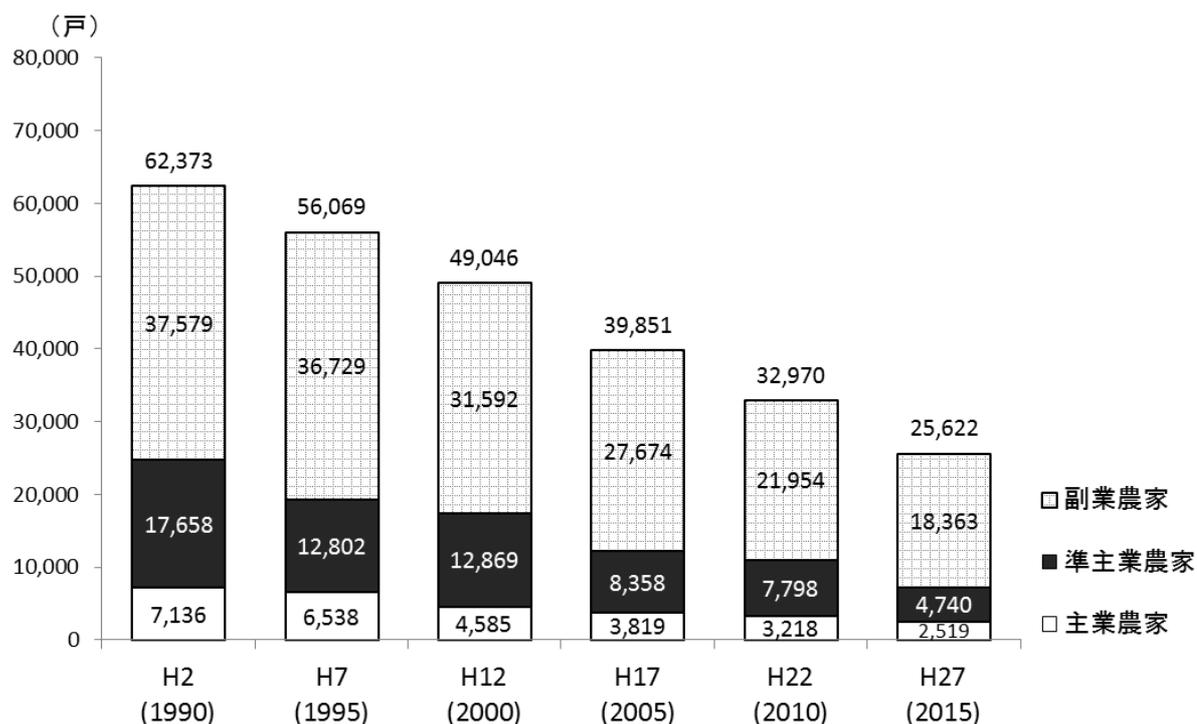
認定農業者*や農業生産法人など意欲と経営感覚に優れた経営体数は、平成 21(2009)年までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由で認定農業者の更新率が低下するなどにより停滞しています。

新規就農者数は、農業生産法人等への就職も含めて、年間 50 人から 70 人程度で推移してきましたが、平成 21(2009)年度以降は厳しい雇用・経済状況の影響や就農促進対策等の効果もあり、年間 100 人を超える水準で推移しています。

新規就農者のうち約 8 割が非農家出身で、法人就農の割合も約 7 割と高くなっています。

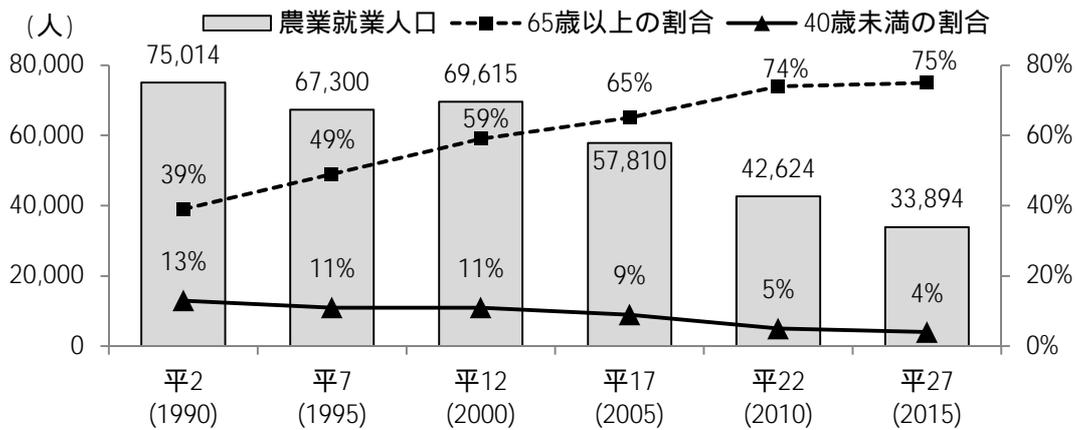
若い農業者が農業の未来を切り拓いていけるよう、効率的な技術習得や農地の確保など就農環境の整備を進めるとともに、規模拡大・経営発展など新たなチャレンジを応援することなどを通じて、農業経営体の雇用力を高めていく必要があります。

販売農家数の推移



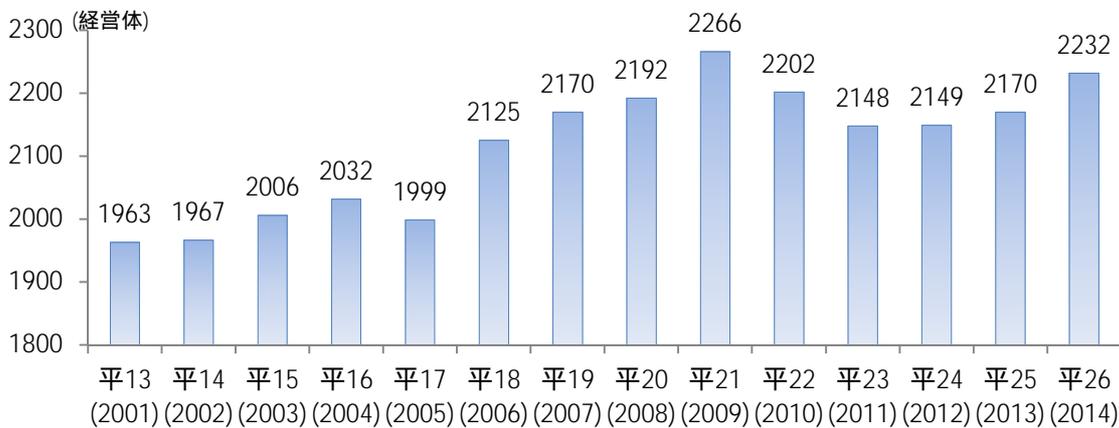
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

農業就業人口の推移（販売農家で主として農業に従事した世帯員数）



（資料：農林水産省「農林業センサス」）

認定農業者*数の推移



（資料：三重県調べ）

新規就農者数の推移

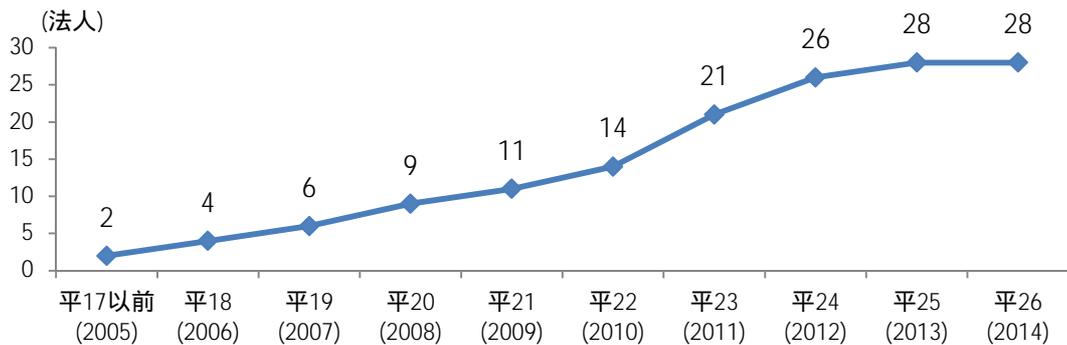


（資料：三重県調べ）

(4) 企業等の農業参入

平成 21(2009)年度に農地法が改正され、賃借であれば企業等の農業参入が可能となったことなどから、平成 26(2014)年度末時点で 28 法人が農業経営に参入しています。農業従事者の高齢化の進行や担い手不足等の農業・農村を取り巻く状況をふまえると、多様な分野からの新たな農業参入の拡大を図ることが重要な課題です。

農業参入企業数の推移



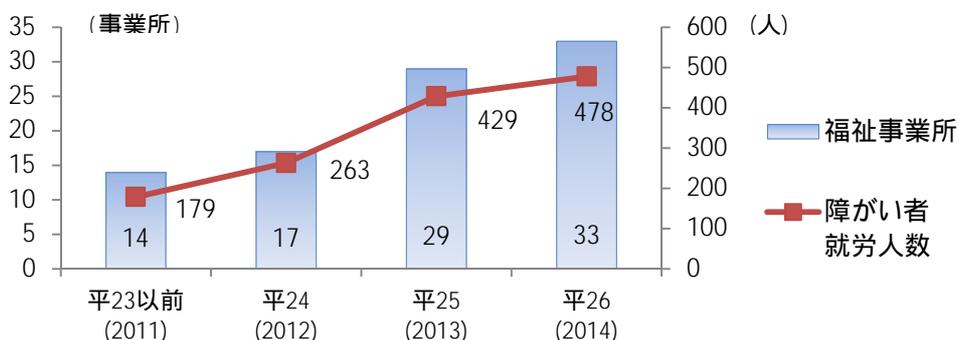
(資料：三重県調べ)

(5) 農業と福祉の連携

近年、農業を始める福祉事業所が増加しています。平成 26(2014)年度末時点で、県内の 33 福祉事業所が農業に参入しており、農業分野における障がい者の就労人数は 478 人となっています。

平成 27(2015)年 10 月には、農業分野における障がい者の就労拡大・定着や関係者のネットワーク化をめざして、農福連携に取り組む福祉事業所や農業経営体などで構成される協議会が設立されました。

農業に参入する福祉事業所の推移



(資料：三重県調べ)

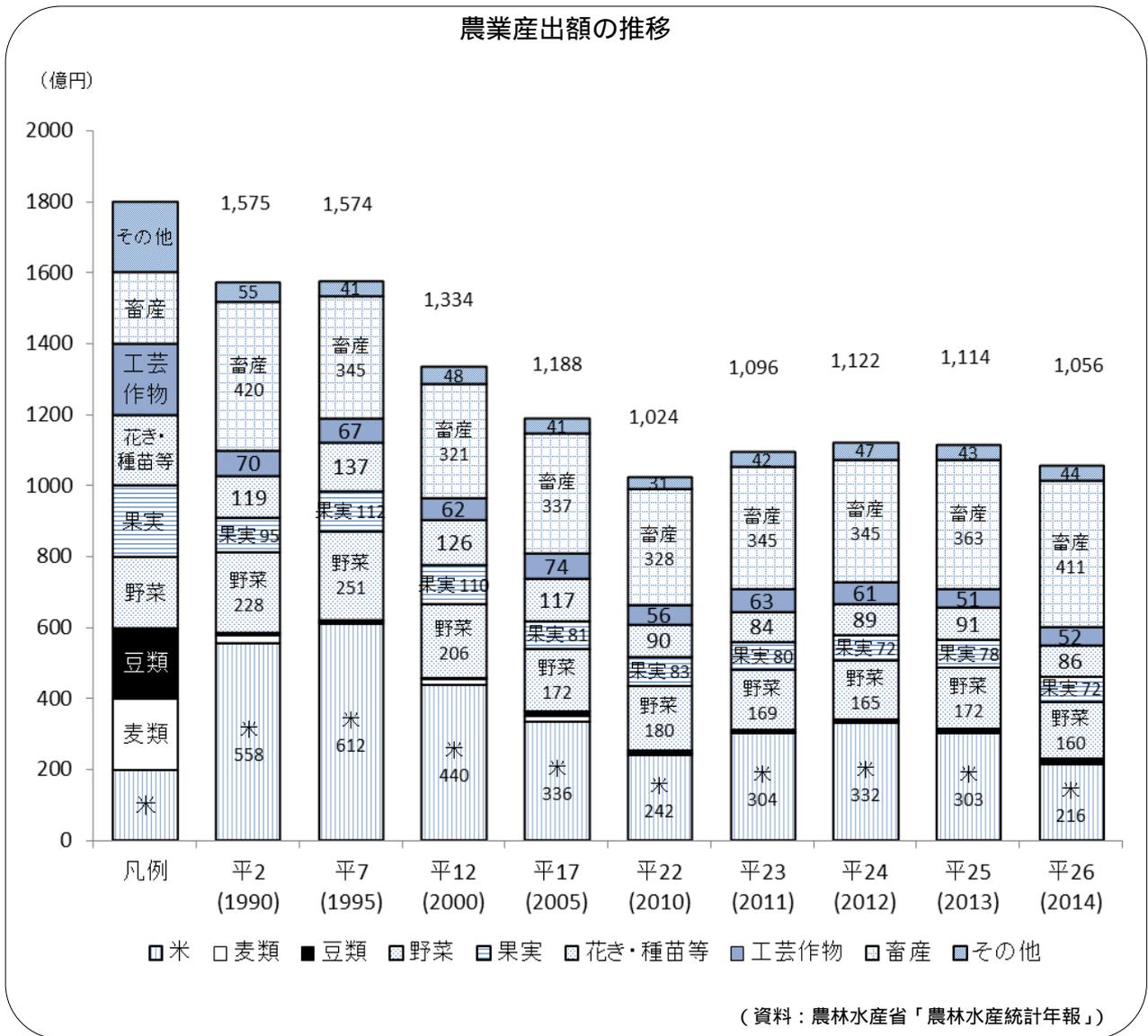
(6) 農業生産

本県の平成 26(2014)年の農業産出額は 1,056 億円で、うち、畜産が 39%程度、米が 20%程度を占めています。

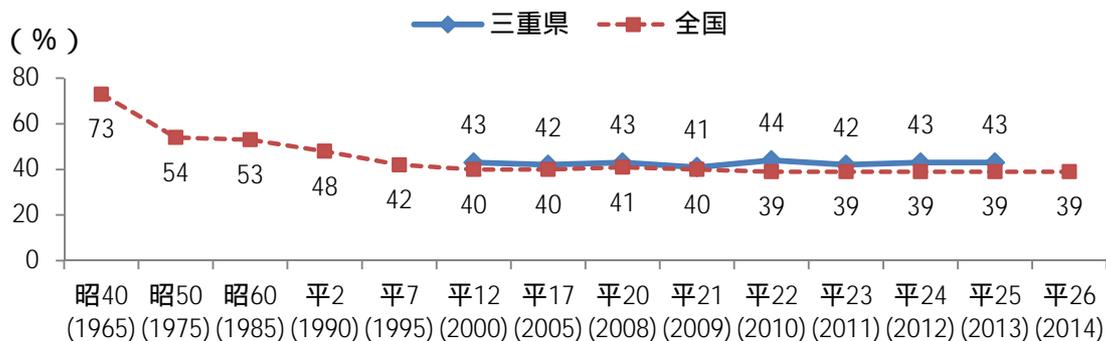
平成 2 (1990)年の 1,575 億円と比較して、主食用米の需要減少や米価の低迷が大きく影響し 33%の減少となっています。

農業資材価格等は年々上昇傾向にあるとともに、特に近年には、世界的な肥料需要の増大等を背景とした肥料原料価格の高騰が、燃油高騰などとともに農業経営を圧迫する要因の一つになっています。

人口減少による国内需要の低迷など農業経営を取り巻く厳しい状況等をふまえると、安全・安心な農産物等が需要に応じて安定的に供給されるよう本県の食料自給力の維持・向上を図るとともに、意欲ある農業者が持続的・発展的に経営を展開していくことができるよう、収益性の向上や新たな需要の創出に向け、6次産業化や、食品加工、外食、流通など食に関連する企業間の連携を促進するなどの食の産業振興が求められています。

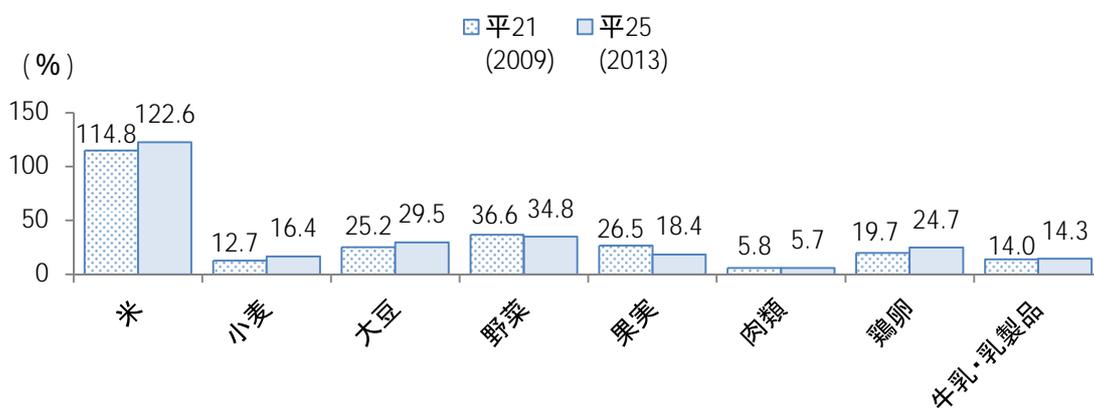


食料自給率（カロリーベース）の推移



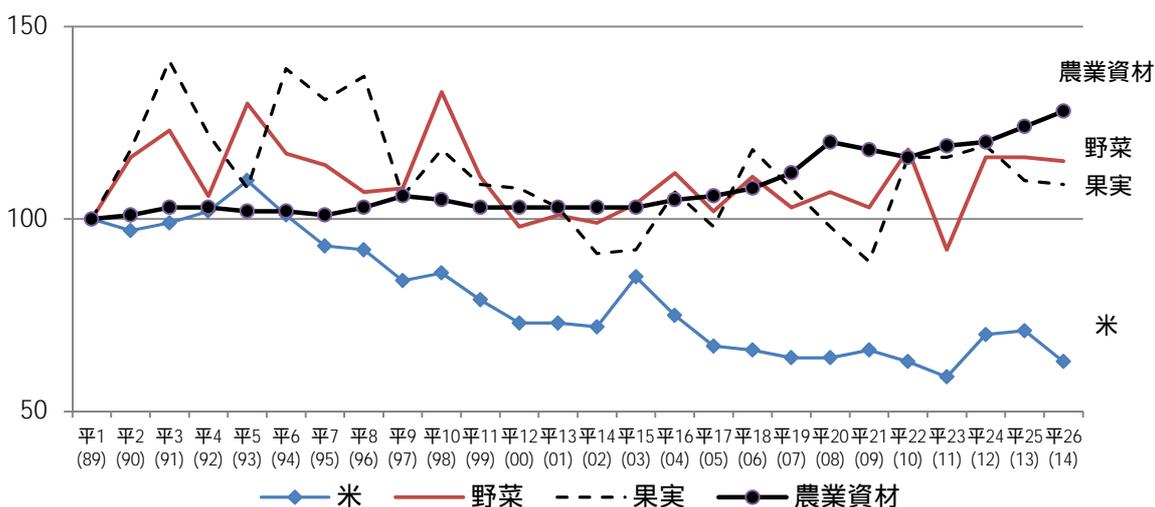
(資料：農林水産省「食料自給率の推移」「都道府県別食料自給率の推移」)

主要農産物別の自給率（カロリーベース、平成 21、25 年度）(三重県)



(資料：農林水産省「農林水産統計年報」「食料需給表」等による三重県推計)

主な農産物および農業生産資材価格指数（平成元年 = 100）の推移（全国）



(資料：農林水産省「農林水産統計年報」)

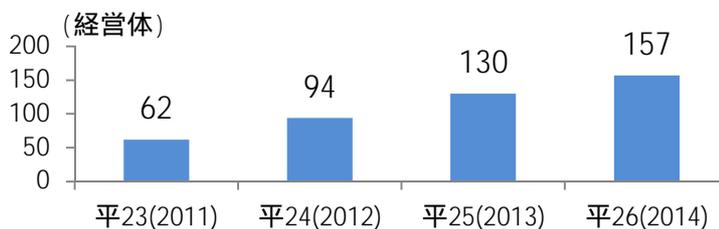
(7) 食の安全・安心の確保

- ◆ 食の安全性を確保するため、平成 16(2004)年度から「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀、家畜、飼料等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等を実施しており、事業者のコンプライアンス（法令遵守）の意識は高まりつつあるものの、県内において平成 25(2013)年度に米穀の不適正な流通事案が発生しました。
- ◆ 再発の防止に向け、平成 26(2014)年度から 10 月を「食の安全・安心確保推進月間」と定め、関係部局の連携によるコンプライアンス研修会の開催、米穀の科学的分析検査を実施しています。
- ◆ また、平成 26(2014)年度には米穀コンプライアンス推進員を配置し、県内の米穀取扱事業者 102 者に対しコンプライアンス意識に関する聞き取り調査を行うとともに、事業者が自主的に行う研修会への講師派遣により、コンプライアンス体制の整備に向けた取組を支援しました。
- ◆ 米穀取扱事業者を対象とした聞き取り調査の結果、基本的には、法令を遵守した業務運営に努められているものの、コンプライアンス担当部署や担当責任者が位置づけられていない、社員にコンプライアンス研修を実施していない事業者が見受けられました。このため、引き続き、研修会等により、コンプライアンス意識の向上を図っていく必要があります。

(8) みえフードイノベーション^{*}の形成や 6 次産業化による新たな価値の創出

- ◆ 平成 24(2012)年から、「みえフードイノベーション」の取組により、地域資源を有効活用した新たな商品開発に産学官が連携して取り組んでいます。「みえフードイノベーション・ネットワーク^{*}」の会員数は 356 会員（平成 26(2014)年度末）となり、ネットワークが広がるとともに、会員相互の連携促進などにより、43 件のプロジェクトが創出され、県内各地で、新たな価値を創出する機運が高まっています。
- ◆ 「三重県 6 次産業化^{*}サポートセンター」の設置や 6 次産業化プランナーの派遣などにより、農林水産業者が自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む 6 次産業化を推進しています。「六次産業化・地産地消費」に基づく総合化事業計画の認定数は 50 件（平成 26(2014)年度末）となっています。認定された 50 件のうち、農畜産物の加工・販売は 38 件、林産物の加工・販売は 6 件、水産物の加工・販売は 6 件と、農業分野での取組が先行しています。

6 次産業化に取り組む農家・組織数の推移^注

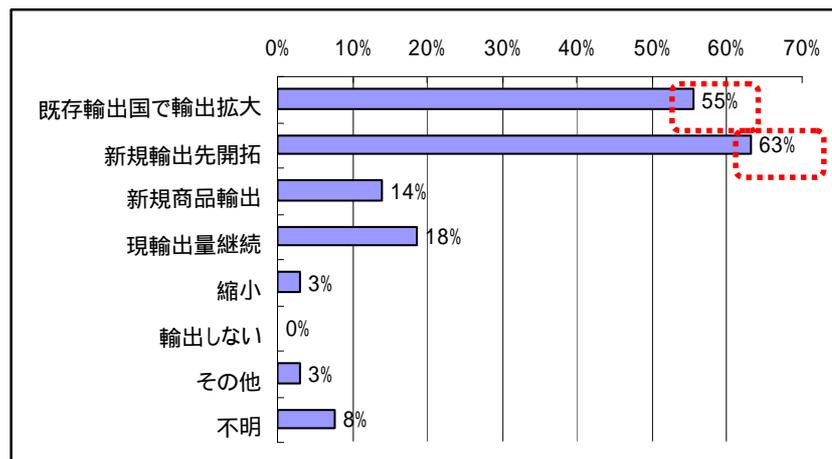


（資料：三重県調べ）（注：普及センターにおいて支援対象とした件数）

(9) 農畜産物の輸出の促進

- ◆ 平成 22(2010)年度から、生産者団体と協働で、本県の主要な園芸品目である東紀州地域の「みかん」のタイへの輸出促進に取り組んでいます。タイの高級スーパーでの試食販売や在タイ日本大使館レセプションへの出品など、官民一体となった取組により、県産柑橘類の輸出実績は約 21.8 トン（平成 26(2014)年度）となっています。
- ◆ 「みかん」に続く品目として、県内最大の柿産地が平成 26(2014)年度にタイへの試験輸出に取り組み、売上が好調であったことから、本格的な輸出に向けた機運が高まっています。
- ◆ 県産ブランド牛肉の海外輸出を促進するため、平成 26(2014)年度に、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の畜産部会と連携し、米国のシアトルおよびオーランドにおける米国のパイヤー等を対象としたプレゼンテーションや、レストランの経営者等 4 者の県内生産現場への招へい等を通じて、商談機会の創出に取り組みました。米国 2 社との取引が始まったほか、複数の商談が継続しています。
- ◆ 平成 25(2013)年度に、本県における農林水産物等の輸出の実態と課題を把握するため、県内の農林水産業者や食品事業者等（147 社）を対象に、訪問による聞き取り調査を実施しました。この調査の結果、147 社のうち「現在輸出を行っている事業者」は 65 社で、そのうち、「新たな輸出先国に販路を作りたい」という回答が 63%（41 社）と最も多く、輸出先国の多様化を進める意向が高い結果となりました。

県内の輸出取組事業者（65 社）の今後の方針（平成 25(2013)年度訪問調査）

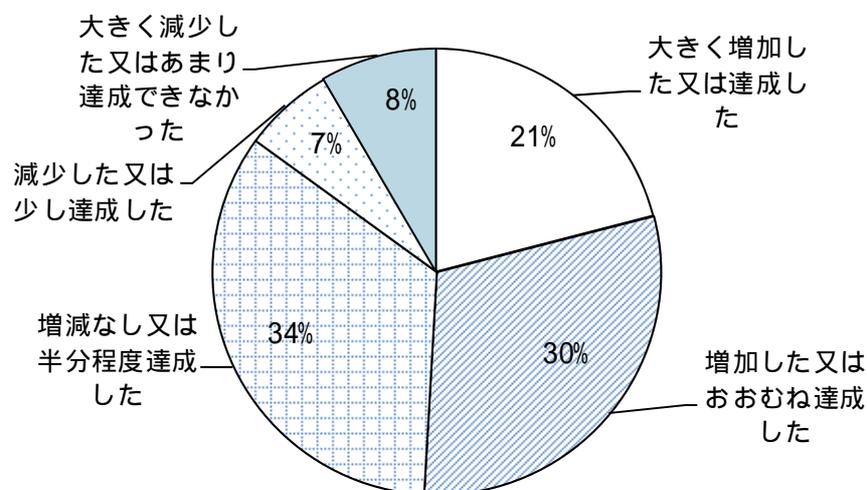


（資料：三重県調べ）

(10) 地域活性化プラン*の取組

- ◆ 地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、平成 23(2011)年度から、集落や産地等の活性化に向けた地域の活動計画である「地域活性化プラン」の策定やその実践取組に対する支援に取り組んでいます。
- ◆ 「地域活性化プラン」はこれまでに 218 プラン(平成 26(2014)年度末)が策定され、専門家派遣や普及指導員によるアドバイスにより、商品の改良や販路開拓に向けた初期的な支援を展開しています。
- ◆ 平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度に策定された 167 プランを対象に「経営状況アンケート」を実施したところ、プラン策定時に比べ、売上・利益等が増加したプランの割合が 51%(85 件)となり、もうかる農業の実現に向けて取組が進展しつつあります。

地域活性化プラン 経営状況アンケート結果(167プラン対象)
(平成 27 年度調査)

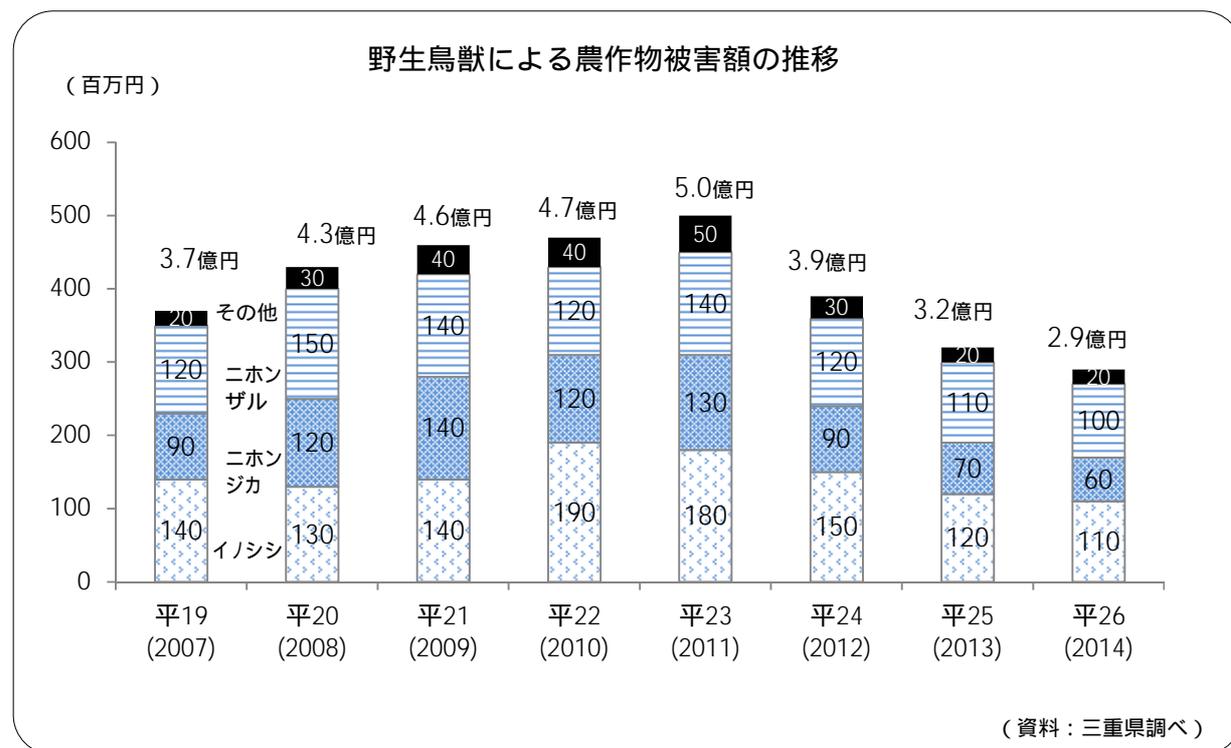


(資料：三重県調べ)

(11) 野生鳥獣による被害

野生鳥獣による農作物被害は、集落ぐるみの対策等を進めてきた結果、平成 26(2014)年度には約 2.9 億円となるなど、近年徐々に減少する傾向にあります。依然として深刻な状況が続いています。

被害の大きい中山間地域等の農業者を中心に生産意欲の減退等深刻な影響が生じてきていることから、今後も有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策等を総合的に講じていく必要があります。



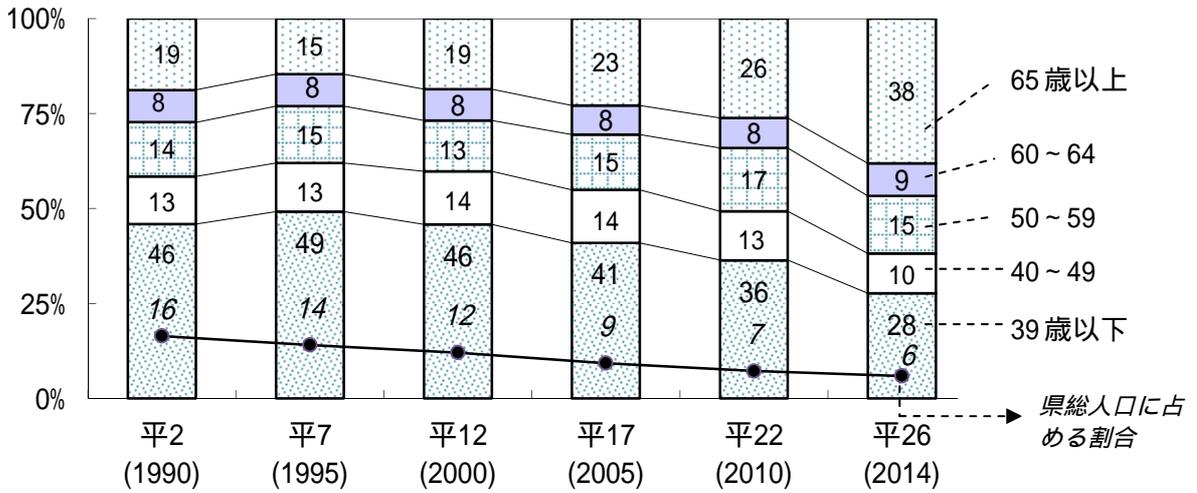
(12) 農村社会

農家世帯の年齢構成を見ると、販売農家の世帯員に占める 65 歳以上の割合が高まってきています。一方、39 歳以下の割合は大きく減少してきており、平成 26(2014)年には 1/3 を下回る状況となっています。

農村の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能*の発揮に支障が生じつつあることから、国の交付金を活用し、農地・農業用施設の維持保全活動、生態系や景観の保全活動、農村の文化の維持伝承活動等への支援を進めています。平成 26(2014)年度の取組集落数は 782 集落となり、年々拡大しています。

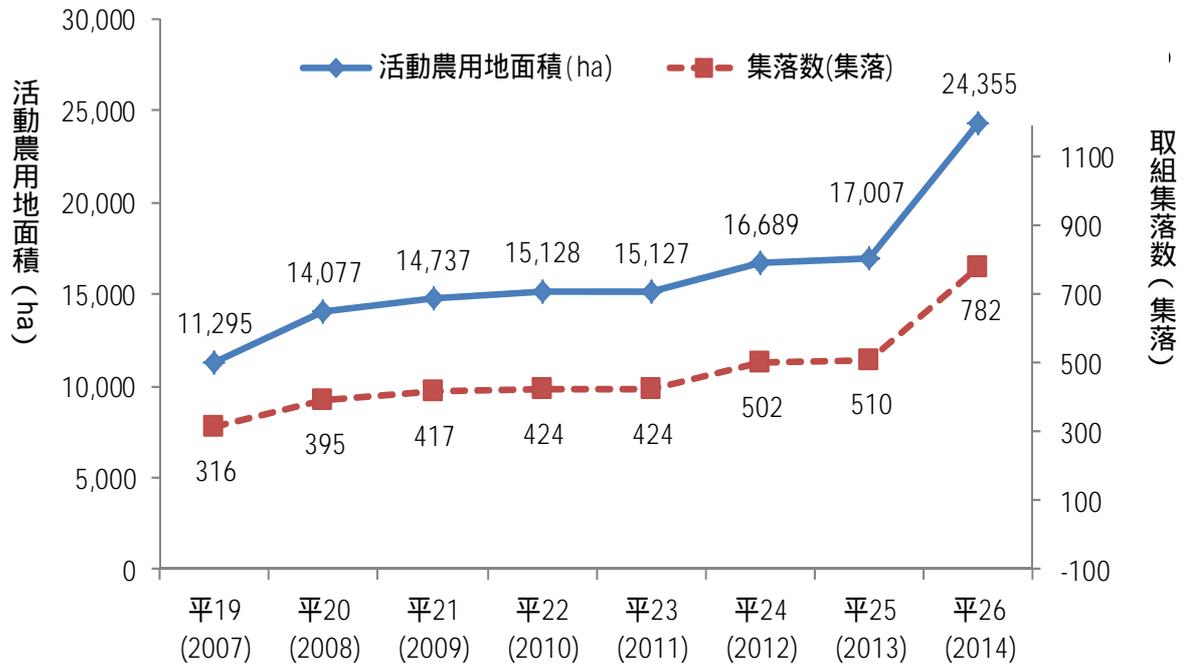
このような中、農村社会を維持発展させていくためには、農村における新たな就業機会や雇用を創出し、若者の定住につなげていくことが必要です。

農家人口（販売農家の世帯員）の年齢別割合の推移



(資料：農林水産省「農林業センサス」、農林業構造動態調査(H26)、総務省「国勢調査」)

農地・農業用施設の維持保全活動の活動農用地面積と取組集落数の推移



(資料：三重県調べ)

第3章 基本方針

1 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

(1) 農業・農村の果たす役割

役割1 食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、国際的には、地球規模での気象変動や新興国の経済成長などから、中長期的には食料需給の逼迫が心配されるなど、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

本県においても、県段階のカロリーベースの食料自給率は平成25(2013)年度で43%と横ばい傾向にあることから、今後、需要に応じた食料供給力の向上に取り組み、安心して食べられる農産物を安定的に供給することにより、県民の皆さんへの食料供給に対する安心感を醸成していく役割を果たしていく必要があります。

役割2 多面的機能^{*}の発揮

農業・農村は、農産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村でのさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に本県の農業・農村は、南北に長く、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や自然環境の中で、それぞれの気候・風土に適した農産物を供給するとともに、豊かな農村景観や歴史・文化を育んできています。また、中規模都市が連なる都市構造を有し、県民の皆さんの生活の場へ身近に多面的機能を提供しています。

県民の皆さんがゆとりと豊かさを実感できる暮らしをおくるうえで、農業・農村が発揮する多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

役割3 地域経済と就業の場を担う産業

本県の産業全体から見れば農業産出額の占める割合は小さいものですが、近年、大規模な農業経営や農業生産法人などの企業的な経営が増加しているとともに、他産業から農業に参入する企業も現れてきています。

また、自ら生産する農産物を使用した加工食品の開発や農家レストランの開業など、自ら生産した農産物に付加価値を付けて販売する6次産業化に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出してきています。

さらに、農産物の機能性を生かした新商品の開発や太陽光利用型の植物工場の開設、果樹や牛肉の海外輸出など「もうかる農業」の実現に向けた新たな価値創出への取組も育ちつつあります。

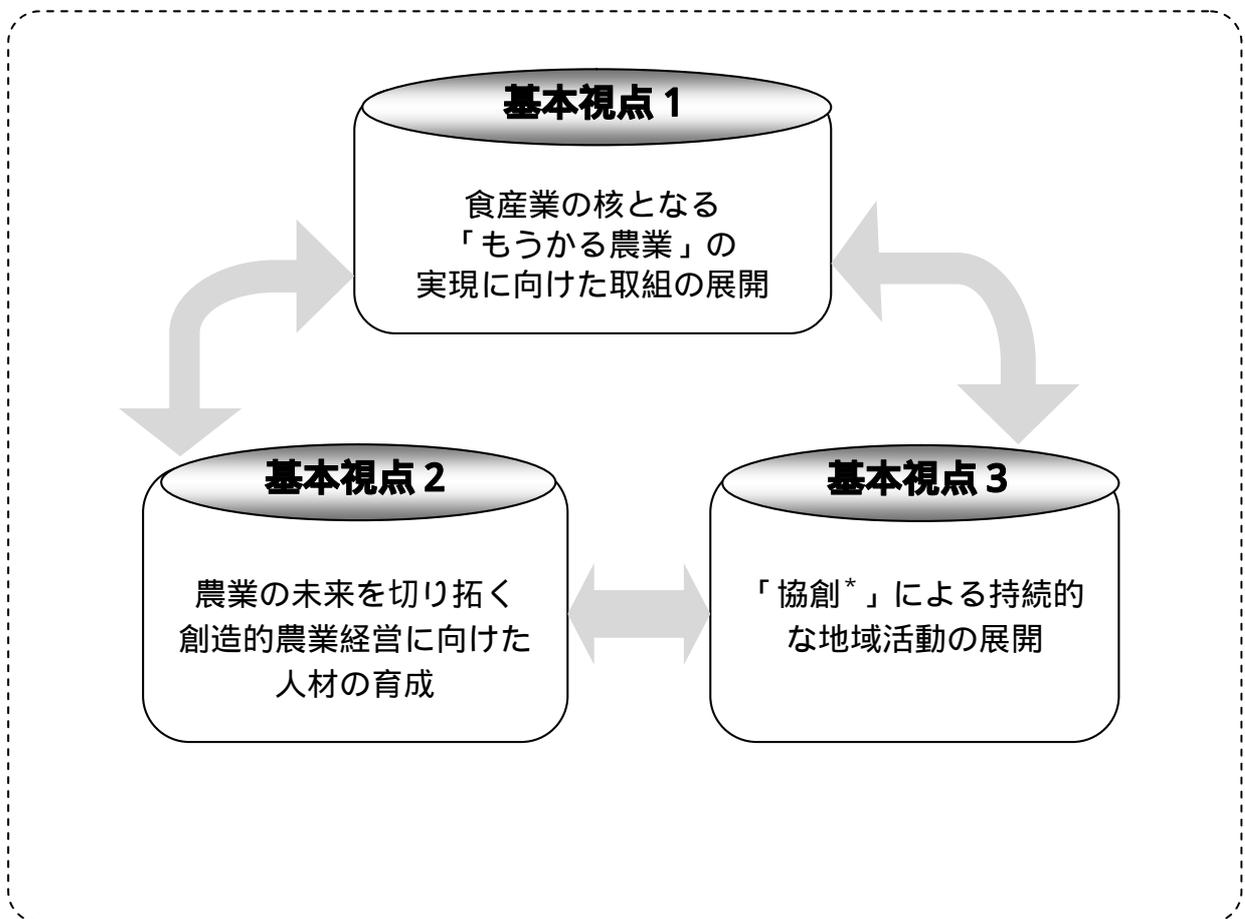
こうした新たな農業・農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな役割を担っています。

(2) 取組展開に向けた基本視点

人口減少の本格化やグローバル化の進展など、社会経済情勢は大きく変化しており、今後、こうした状況に的確に対応し、中長期を見通した新たな発想で農業・農村の活性化に取り組んでいく必要があります。

また、本県の農業・農村を次の世代に継承していくためには、国内外における需要の取り込みや新分野への積極的なチャレンジなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくことが重要です。

こうしたことをふまえて、「食産業の核となる『もうかる農業』の実現に向けた取組の展開」「農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材の育成」「『協創*』による持続的な地域活動の展開」の3つを取組展開に向けた基本視点としました。



基本視点 1

食産業の核となる「もうかる農業」の実現に向けた取組の展開

これまで、農業・農村の果たすべき基本的な役割である農産物の安定供給を図るため、持続的な生産体制の構築を進めるとともに、消費者の食に対する多様化するニーズに応え、マーケットで支持される農産物の生産振興に取り組んできました。これまでの取組を通じ、経営規模の拡大や経営の多角化、法人化、食品産業事業者との連携による新商品の開発など、「もうかる農業」の実現に向けた取組が生まれつつありますが、大きな潮流になるまでには至っていない状況にあります。

一方、国・地方を挙げて人口減少の克服・地方創生の動きが本格化する中、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用することにより、「食」と一体となってその価値を發揮し、農業・農村の活性化につなげていくことが求められています。

このような中、農業・農村が、消費者の「食」に対するニーズに応え、マーケットで支持される安全で安心な農産物を安定的に供給するという普遍的な役割を發揮できるよう、生産体制を維持していくとともに、農業が主体的に「食」の魅力を提案することを通じて、「もうかる農業」につなげていくことが必要です。

そのためには、地産地消をはじめとした地域経済の好循環の実現、加工・中食、飲食・宿泊サービス、流通・販売など食の関連事業者と連携した新たなマーケットの創出、伊勢志摩サミット等を契機としたインバウンドや国内誘客への対応などにより、収益性と高付加価値化を意識した農業を展開していくことが重要です。

取組視点 1 食の関連事業者との連携による新たなマーケットの創出

製粉事業者とのサプライチェーン*活用による小麦の生産拡大
米穀事業者との連携による県産米の販路拡大
加工・業務用需要に対応できる野菜産地の育成
農産物の機能性を生かした高付加価値化と商品開発

取組視点 2 県産農産物の魅力の発信

多彩な県産農産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら推進
旅行関連事業者や飲食店等との連携による国内外旅行者への「食の魅力」の発信
来県者も意識した地産地消や食育*の推進

取組視点 3 輸出に向けたチャレンジ

果樹など園芸品目の輸出促進
茶産地における J G A P*などの認証取得促進などによる茶の輸出への支援
県産ブランド牛肉の輸出促進

基本視点2

農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材の育成

人口減少の本格化やT P P *などの経済連携の拡大、グローバル化の進展など社会経済情勢が著しく変動する中、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するのみならず、従来の発想にとらわれず、創意工夫を発揮して、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体を育成することが重要です。

また、農業者の高齢化が進展する中で、若い農業者が不足するとともに、大規模経営体であってもマネジメントをサポートする人材が不足するなど、農業の若返りが求められています。

このようなことから、農業経営体の法人化・多角化や雇用力強化などによる経営革新を促すとともに、若者が就労の場として農業を選べ、次代の農業を担っていける資質を習得できる環境づくりや農業生産性向上を図る農業生産基盤の整備を進めることにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図ることが必要不可欠となっています。

取組視点1 多様な農業経営体の確保・育成

国の対策等の活用によるT P P 対応の円滑な推進
農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化による農業経営規模の拡大
経営の多角化や法人化など、経営発展に向けたチャレンジへの支援
異分野のノウハウや発想を生かした企業・福祉事業所等の農業参入の促進
集落営農組織*等の育成による持続的な農業生産体制の構築

取組視点2 次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成

就農準備から定着に至る切れ目のない就農支援
産学官が連携したパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築
移住促進策とも連携したU・Iターン*者の受入れ環境の整備
大学生等を対象とした農業就労への意欲を醸成するための就労体験の実施

取組視点3 農村女性の活躍の場の創出

女性の就農や起業の促進
仕事と育児等の両立などワーク・ライフ・バランス*の取組の促進

取組視点4 農業生産基盤の整備・保全と強靱化

農業生産基盤の整備や農業用施設の老朽化対策の計画的な実施
大規模災害に備え、早期復旧・復興に向けた農業版B C P *の策定

基本視点3

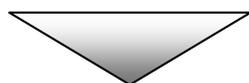
「協創^{*}」による持続的な地域活動の展開

農村は、食料を安定供給するとともに、県土の保全や水源の涵養、文化の継承など多面的な機能を有しており、その役割への期待はますます高まっています。

一方、農村においては、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行する中で、集落機能や地域資源の維持が困難な状況になっており、農村の役割が十分に発揮されるよう、農村の振興を図ることは待ったなしの課題となっています。

このような中、農業・農村の有する多面的機能^{*}の維持・発揮を図る地域活動を支援するとともに、獣害対策や地域資源を活用した地域活性化の取組など、地域の創意工夫を生かした取組への支援を進めてきた中、一部では先進的な取組も生まれてきています。

今後、こうした取組をさまざまな主体の活躍による「協創」の視点で、持続的な地域活動に発展させていくとともに、多様な地域の資源や魅力を生かした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくことが必要です。



取組視点1

地域の特性を生かした農村の活性化

農家レストランや加工直売など、地域資源を活用した付加価値向上の取組の促進
自然体験など多様な分野との連携による農村への集客の促進

取組視点2

中山間地域農業の振興

中山間地域等における多様な雇用機会の創出を図るプロジェクト活動の展開
集落営農組織^{*}等の育成による持続的な農業生産体制の構築

取組視点3

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

農地・農道・水路等の地域資源の保全や景観形成に向けた共同活動への支援
中山間地域等における持続的な農業生産活動への支援

取組視点4

獣害につよい農村づくり

野生鳥獣による被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策の展開

取組視点5

災害に強い安全・安心な農村づくり

農業用ため池や排水機場、農道等の老朽化対策や耐震対策の実施
農道や農業集落排水施設の整備等による快適な農村生活環境づくり

(3) めざすべき将来の姿

本県の農業・農村の活性化のためには、食に対する県民の皆さんの多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要です。

こうしたことをふまえつつ、本県の農業・農村がめざしていくべき具体的な4つの姿を定め、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めていきます。

安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿

- ◇ 多様な流通に対応できる産地が育成されるとともに国内外販路開拓に向けた環境が整備されることにより、消費者や食品産業事業者のニーズに対応できる農産物の生産・流通体制が整い、マーケットで支持される農産物が安定的に供給されています。
- ◇ 行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導が行われる中で、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成につながる自主管理が生産、加工、流通に携わる人びとに定着し、安全・安心な農産物が供給されています。

農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されている姿

- ◇ 経営の法人化・多角化や雇用力強化、経営規模の拡大など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成や農業生産基盤の整備・保全等を通じ、力強い農業経営が実現しています。
- ◇ 農業への就業を希望する方を対象とした総合的な支援の展開や企業などの農業参入の促進を通じて、若者をはじめとする多様な人材が就労の場として農業を選べる環境が整い、農業の次世代への円滑な継承が実現しています。

農村における地域活力の向上と多面的機能*の発揮が図られている姿

- ◇ 地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画する中で、農村の豊かな資源を活用した多様な地域活動が展開されることにより、新たな雇用の場が創出され、地域の活力が向上しています。
- ◇ 地域防災力の強化や生活環境の整備、獣害につよい集落づくりが進むとともに、多面的機能を維持・発揮させていく体制が整うことにより、安心して暮らすことができる農村が実現しています。

食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

- ◇ 豊かで健全な食生活への志向が広がる中で、多様化する期待に応える新たな価値が農業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある産品等が提供されることにより、県民等の皆さんの豊かな暮らしにつながっています。
- ◇ 消費者が県産農産物の魅力に触れる機会が増え、農業が果たす価値への理解が進むことにより、農業が消費者から適正に評価、支持されています。

2 三重県の農業・農村の活性化に向けた施策の展開

基本施策 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者の「食」に対するニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、農業の生産体制の維持・発展を図ります。

また、農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

さらに、行政による農薬等の生産資材の使用や、米穀等の食品表示についての適切な指導・監督を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進します。

基本目標指標

農業産出等額	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ） （経営所得安定対策*等による交付金等を含む）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	1,138 億円 （平成 26 年）	1,165 億円 （平成 36 年）

平成 37 年度の目標値は、平成 38 年春に把握できる平成 36 年の実績値により測ることとします。（農林水産省公表資料・三重県調べ）

現状と課題

本県では、平野部の水田地帯を中心に、米や小麦、大豆などの水田活用作物が生産されているほか、中山間地域等においては、柑橘や茶、畜産物など、地域特性を生かした多彩な品目が生産され、本県の「食」の魅力の向上に貢献しています。

一方、農業産出額は、稲作依存度が高い本県の農業の実状から、主食用米の需要減少や米価の低迷から、平成 2 (1990) 年の 1,575 億円と比較して平成 26(2014)年には約 33%減の 1,056 億円となるなど、厳しい状況となっています。

このような中、安全・安心な農産物を需要に応じて安定的に供給していくためには、農産物供給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用し、消費者が期待する価値を発揮することで、「もうかる農業」の実現につなげていくことが必要です。

また、消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農産物の生産や流通に至る一貫した監視指導等に取り組んでいますが、米穀の不適正流通や食材の不適正な表示、近隣諸国における高病原性鳥インフルエンザ*・口蹄疫*の発生など、食に関するさまざまな問題が発生しています。食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、家畜防疫の強化、農薬等の生産資材の適正使用管理や米穀等の販売事業者の監視・指導の徹底、安全・安心な農産物生産システムの構築を図ることが必要です。

主な取組方向

農業を若者にとって魅力のある産業としていくため、国内外における需要の取り込みなど、「もうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進します。

穀類の生産力を強化するため、地域特性を生かした米のブランド化や需要に応じた麦・大豆・飼料用米等の生産拡大を進めます。

園芸産地の維持・発展を図るため、加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培する品目の複合化など、産地改革を進める園芸産地の取組を支援します。

畜産業の健全な発展をめざして、畜産業の競争力強化を図るための高収益型畜産連携体づくり、生産基盤や防疫体制の強化、県産畜産物のブランド力向上、流通体制の整備等に取り組めます。

伊勢志摩サミット等を契機に、国内外からの誘客に対応するため、県産農産物の国内外への魅力発信に取り組めます。

米穀等の販売事業者の監視・指導を徹底するとともに、農産物の生産工程管理および衛生管理の促進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業 - 1】需要に応じた水田農業の推進

需要に応じた水田の活用を図るため、ＴＰＰや米政策の見直しへの円滑な対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーン*の強化による小麦の生産拡大や需要に応じた大豆、飼料用米等の生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入などを経営所得安定対策*等の活用により促進します。また、「結びの神*」をはじめ、地域特性を生かしたブランド米の生産拡大や新たな地域ブランド米の育成、米穀事業者との連携による県産米のシェア拡大に取り組めます。

さらに、県産米の品質向上を図るため、ほ場管理システムと連動した作業機械の導入など、ＩＣＴ*（情報通信技術）等を利用した高度管理技術の活用を進めます。

マネジメント参考指標

米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	77% (平成 26 年度)	81% (平成 36 年度)

平成 37 年度の目標値は、平成 38 年春に把握できる平成 36 年度の国概算値により測ることとします。(農林水産省公表資料)

【基本事業 - 2】消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

園芸等産地の維持・発展に向け、ＴＰＰ*への円滑な対応を図りつつ、野菜における加工・業務用需要への対応や、栽培する品目の複合化、果樹の輸出、茶の輸出に向けたＪＧＡＰ*などの認証取得、需要が高く特色ある花き・花木等の品種の導入など、国内外の新たな需要の取り込みにより、産地改革を進める園芸等産地の取組を支援します。また、伊勢志摩サミットなどのイベントを契機に、県産園芸等品目の魅力発信を支援します。

マネジメント参考指標

産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地数(累計)	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	15 産地 (平成 26 年度)	57 産地

(三重県調べ)

【基本事業 - 3】畜産業の健全な発展

畜産業の競争力強化に向け、TPPへの円滑な対応を図りつつ、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体づくりを進めるとともに、自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組みます。また、県産畜産物の安全・安心と安定供給を確保するため、家畜伝染病に係る防疫体制の強化や、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めるほか、畜産経営の安定化を図るため、国の経営安定制度等の活用を促進します。

マネジメント参考指標

高収益型畜産連携体数（累計）	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	4 連携体	44 連携体

（三重県調べ）

【基本事業 - 4】農産物の生産・流通における安全・安心の確保

農産物の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの監視・指導、事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上に向けた支援、産地へのGAP*（農業生産工程管理）やIPM*（総合的病害虫管理）など環境に配慮した生産方式の導入促進などにより、「みえの安全・安心農業生産」の定着を図ります。

また、食の安全・安心への消費者、食品産業事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を促進し、市場運営の安定化を進めます。

マネジメント参考指標

みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP、地力の維持・増進およびIPMの実践等、環境に配慮した生産方式に取り組む産地の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	55.5% (平成 26 年度)	90%

（三重県調べ）

基本施策 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

力強い農業経営の実現に向け、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織^{*}の設立を促進するとともに、経営の法人化・多角化や雇用力強化など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成に取り組みます。

また、農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築などにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

さらに、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動促進、新たな商品創出につながる研究開発に取り組むとともに、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備・保全、災害からの円滑な農業復旧・復興を進めるためのBCP^{*}の作成支援を進めることにより、農業の持続的な発展に取り組みます。

基本目標指標

農畜産経営体における法人経営体数（累計）	各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	395 経営体 (平成 26 年度)	595 経営体

(三重県調べ)

現状と課題

意欲ある多様な農業者の確保に向け、新規就農の促進や企業・福祉事業所等の農業参入促進に取り組んできており、新規就農者数は年間 100 人を超える水準で推移しています。一方、農業就業人口は平成 27(2015)年までの直近 10 年間で約 41%減少するとともに、農業就業人口に占める 65 歳以上の割合は 75%（平成 27(2015)年）と高くなっています。

このような中、農業を持続的に発展させていくためには、国において検討されている農業経営の安定のための新たなセーフティネット制度に的確に対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営の実現を図るとともに、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体の育成と次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図ることが必要です。

また、耕地に占める水田の割合が高いことから、国の食料政策に的確に対応しつつ、集落等を単位とした効率的な水田の利用体系を構築していくことが求められています。

特に、中山間地域等においては、集落営農組織の育成や新規就農者の確保、担い手への農地集積が進んでおらず、今後、農地や農業用施設を維持・管理することが単独では困難な集落が増加することが懸念されており、中山間地域等条件不利地域の農業の持続的な発展に向け、水田営農体制の構築を図ることが必要です。

さらに、農業を次世代に円滑に継承していくためには、「三重県農業農村整備計画」に基づき、農業生産基盤の整備や農業用施設の適切な維持・更新等を計画的に進めることが必要です。

主な取組方向

農業・農村の活性化を図るため、集落や産地などによる「地域活性化プラン^{*}」の策定・実践を促進するとともに、新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大等への取組を促進することで、地域活動の発展を支援します。

強い農業経営を実現するため、農地中間管理事業^{*}の活用などにより、担い手への農地集積を加速するとともに、農業経営体の法人化、多角化、企業・福祉事業所等の農業参入などを促進し、雇用力のある農業経営体の育成を図ります。

U・Iターン^{*}就農者受入れ環境の整備などを通じて、農業の内外から幅広い人材を呼び込むとともに、次世代農業の主軸となる担い手を確保・育成するため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築に取り組みます。

農村女性の活躍の場を創出するため、次世代のリーダー育成や能力開発支援、ワーク・ライフ・バランス^{*}の促進などに取り組みます。

営農の高度化、効率化を図るため、「三重県農業農村整備計画」に基づき、農業用水路のパイプライン化^{*}などの高度な生産基盤の整備を進めるとともに、災害からの早期農業復旧・復興のためのBCP^{*}作成支援、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用による優良農地の確保などに取り組みます。

農畜産技術の研究開発と移転を通じて、農業者や食品産業事業者等による県民の皆さんの多様化するニーズに応える新たな商品やサービスの提供を促進します。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業 - 1】地域の特性を生かした農業の活性化

農業・農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン^{*}」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めるとともに、新たな人材の参画・育成や、地域間、多様な業種との連携など、活動規模の拡大等による地域活動の発展を支援します。

マネジメント参考指標

地域活性化プラン *策定数（累計）	地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	264 プラン	639 プラン

（三重県調べ）

【基本事業 - 2】農地中間管理事業^{*}を核とした営農体制の構築

意欲ある担い手や集落営農組織^{*}等への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを着実に進め、集落ごとの人・農地プラン^{*}の作成を促すとともに、農地中間管理事業等の活用などにより農地の権利移動を推進します。

また、持続的な営農体制の構築に向け、多面的機能の維持活動との連携を図りつつ、集落リーダー養成等の取組を進め、地域のさまざまな方々の活躍による集落営農組織の育成と法人化への支援を行います。

特に、中山間地域等の条件不利水田については、各種支援策を活用し、持続的な営農体制構築に向けた支援を行います。

マネジメント参考指標

人・農地プラン [*] 等を策定した集落の割合	対象となる本県農業集落（2,000 集落）のうち、農地の流動化に向けた集落の合意形成が図られ、農地中間管理事業などの活用により、集積に向けた方針が定まった集落の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	6.4% （平成 26 年度）	60%

（三重県調べ）

【基本事業 - 3】多様な農業経営体の確保・育成

雇用力のある農業経営体を確保・育成するため、TPP*への円滑な対応を図りつつ、法人化や6次産業化等による経営の多角化など、経営発展に向けたチャレンジに取り組む経営体を支援するとともに、企業や農協出資型法人等の農業参入の促進等に取り組みます。

また、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図るため、就農準備から定着に至る切れ目のない新規就農支援や産学官が連携してパッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築に取り組みます。

さらに、農業の内外から幅広い人材を呼び込むため、U・Iターン*就農者受入れ環境の整備や大学生等を対象とした就労体験の実施などに取り組みます。

農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む事業者等で構成される協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成や農業経営体と福祉事業所とのマッチングなどを進めます。

農村女性の活躍の場を創出し、農業・農村において男女がともに活躍できる環境づくりを進めるため、さまざまな方針決定の場への女性の登用を促進するとともに、女性の就農や起業等に向けた取組や、仕事と育児等の両立などワーク・ライフ・バランス*の取組等を促進します。

マネジメント参考指標

新規就農者数	県内で農業へ就業した45才未満の人の数	
	現状値 平成27(2015)年度	目標値 平成37(2025)年度
	135人 (平成26年度)	180人

(三重県調べ)

【基本事業 - 4】農業生産基盤の整備・保全

農業生産力の強化に向けて、農業生産の低コスト化や高度化に対応できる農業用水路のパイプライン化*、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、農業用施設の適切な維持・更新等を「三重県農業農村整備計画」に基づき進めるとともに、災害からの早期復旧・復興に備えるため、土地改良区や農業団体などのBCP*作成を支援します。

また、耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ優良な農地の確保を図るとともに、改正された農地法に基づく農地転用許可権限の市町への移譲を進めます。

マネジメント参考指標

基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	35.1%	70.0%

(三重県調べ)

【基本事業 - 5】農畜産技術の研究開発と移転

多様化する県民の皆さんのニーズに対応するため、機能性農産物に係る生産技術、ICT*（情報通信技術）やロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発等を行うとともに、農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、県民の皆さんの豊かさにつながる新たな商品やサービスの提供を促進します。

マネジメント参考指標

農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（累計） 開発技術、県が開発した特許・品種等	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	75件 (平成 26年度)	350件

(三重県調べ)

基本施策 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能*の維持・発揮

めざす方向

農村で新しい価値を創出するとともに、若者の雇用創出を通じた定住につなげていくため、豊かな自然や美しい景観、食文化など地域の魅力を生かした地域活動の発展を支援します。

また、安心して暮らすことができる農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策などによる地域防災力の強化や生活環境の整備を進めるとともに、多面的機能の維持・発揮のための取組を支援します。

さらに、獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」に総合的に取り組みます。

基本目標指標

農山漁村の交流人口	農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	1,376 千人 (平成 26 年度)	1,646 千人 (平成 36 年度)

平成 37 年度の目標値は、平成 38 年春に把握できる最新のデータである平成 36 年度実績数値により測ることとします。(三重県調べ)

現状と課題

農村においては、耕作放棄地の増加や地域コミュニティ機能の低下が顕在化してきています。こうした中、地域資源を活用した集客交流活動や多面的機能を支える共同活動への支援に取り組んでおり、これまでに都市との交流による地域の活性化や多面的機能の維持につながる成果が出てきている地域もありますが、中山間地域等の集落では高齢化や人口減少が顕著な状況となっています。

一方、都市に住む若者を中心に「田園回帰」の動きなどがあり、こうした動きを本県の農村での定住につなげていくため、農村の暮らしや農業の魅力に触れる機会の創出、雇用の場の創出、生活環境の整備などを進める必要があります。

また、南海トラフ地震や激化する自然災害に備えるため、地域防災力の強化が求められており、農業用ため池および排水機場等の老朽化・耐震対策などの防災対策を「三重県農業農村整備計画」に基づき進めていく必要があります。

これまでの獣害対策の取組により、農業被害金額は、着実に減少してきているものの、県内の全集落代表者に実施したアンケート調査では、サル、シカ、イノシシによる何らかの被害があると回答した集落数は依然として高い水準にあることから、引き続き、農村における農業被害と生活被害の減少に向け、獣害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

主な取組方向

人や産業の活動が活発な農村の実現に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農村での子ども・学生グループによるふるさと体験や企業との交流活動の促進に取り組みます。

県土保全や水源かん養、景観形成や文化の継承などの多面的機能を維持・発揮させるための取組を農村に関わる多様な人材が参画する中で促進します。

安心して暮らせる農村を実現するため、農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策などによる農地や農村の防災・減災対策および生活環境や生産基盤の計画的な整備に取り組みます。

中山間地域農業の振興を起点に、県内外から若者等呼び込み、地域活力の向上を図るため、「農村雇用創出プロジェクトチーム」を設置し、地域の特性に応じて雇用の創出を図るプロジェクト活動を展開します。

獣害につよい農村づくりをめざし、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」の取組を総合的に進め、獣害につよい地域づくりを促進します。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業 - 1】地域の特性を生かした農村の活性化

人や産業の活動が活発な農村の実現に向け、本県の豊かな自然を生かした交流や若者の移住につながる取組、農家レストランや農家民宿、加工・直売など地域資源を活用した付加価値向上の取組を促進するとともに、農村での子ども・学生グループによるふるさと体験や企業との交流活動を促進します。

また、都市部に住む若者を中心とした田園回帰志向などをふまえ、農業への就労を通じ農村への移住を促進するため、農村の暮らしや農業を実体験できる農業就労体験プログラムを実施するとともに、体験者の受入体制づくりを進めます。

マネジメント参考指標

農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数（累計）	農山漁村における、地域の農林水産物をはじめ、自然、文化、人材等の豊かな地域資源を生かした活動の取組数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	158 件 (平成 26 年度)	320 件

(三重県調べ)

【基本事業 - 2】多面的機能の維持・発揮

県土の保全、水源かん養、良好な景観形成など、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・水路・農道等の地域資源の保全活動や景観形成活動など、多面的機能を支える共同活動への支援を行います。

また、これらの活動へ若者や女性、都市住民、企業など地域内外からの多様な人材の参画を促し、さらには、これらを通じた収益活動への誘導を図り、地域活動の活性化につなげます。

マネジメント参考指標

多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	農林業センサスにおける農業集落のうち、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	44.7% (平成 26 年度)	60.0%

(三重県調べ)

【基本事業 - 3】災害に強い安全・安心な農村づくり

災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、農業用ため池や排水機場、用排水路等の老朽化・耐震対策などのハード整備とハザードマップ(災害予測図)作成などのソフト対策を計画的に進めます。

また、農村における生活の利便性の向上や地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めます。

マネジメント参考指標

ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	耐震対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	2,717ha	5,500ha

(三重県調べ)

【基本事業 - 4】中山間地域農業の振興

中山間地域農業の振興を起点に、県内外から若者を呼び込み、地域活力の向上を図るため、県、市町や生産者団体等の関係機関が参画する「農村雇用創出プロジェクトチーム」を設置し、産地強化や有機農業、6次産業化、集客交流の取組など、地域の特性に応じた雇用の創出や若者の移住等に向けたプロジェクト活動を展開します。

また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行うとともに、持続的な営農体制の構築に向けた支援を行います。

マネジメント参考指標		
中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数（累計）	中山間地域農業を起点とした雇用の創出に向け、総合的な支援を展開するプロジェクト活動の取組集落数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	4 件	40 件

（三重県調べ）

【基本事業 - 5】獣害につよい農村づくり

獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と集落等における「体制づくり」を進めるとともに、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや集落による捕獲等を進める「被害防止」に取り組めます。

また、野生動物との適正な共生をめざし、ニホンジカの生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」に取り組めます。

さらに、「獣肉頭の利活用」を促進するため、「『みえジビエ*』品質・衛生管理マニュアル」の普及とマニュアルを遵守した事業者を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大などに取り組めます。

マネジメント参考指標		
野生鳥獣による農業被害金額	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	289 百万円 (平成 26 年度)	132 百万円以下 (平成 36 年度)

平成 37 年度の目標値は、平成 38 年春に把握できる最新のデータである平成 36 年度の実績値により測ることとします。（三重県調べ）

基本施策 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

豊かで健全な食生活への志向が広がる中、県民の皆さんの「食」に対する多様な期待に応え、農業・農村の有する新たな価値を提案できるよう、産学官の連携による新たなビジネスの創出や食のバリューチェーン^{*}の構築、イノベーションを担う人づくり等を進め、地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげていきます。

また、魅力ある県産品等が数多く生まれる中で、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者に伝えていく取組を進め、県産農産物の認知度向上を図ります。

基本目標指標

魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	みえ県民意識調査で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	42.1%	60%

(三重県調べ)

現状と課題

経済のグローバル化や国内市場規模の縮小などの厳しい経営環境の中、県内では、伊勢志摩サミットをはじめ全国お茶まつりや全国菓子博覧会、国体といった世界、全国規模のイベント等が予定されています。このような農業や食品関連産業等を取り巻く環境の変化に対応していくため、農産物をはじめとする地域資源の高付加価値化による商品開発や市場開拓等の取組が求められています。

また、これまでの三重ブランド^{*}の認定やみえフードイノベーション^{*}プロジェクトの活動促進など、地域資源の高付加価値化に向けた支援を通じて農業者や食品産業事業者等による成功事例も生まれてきています。「もうかる農業」の実現に向け、食に関係する多様な事業者の連携を促進し、消費者に提供する価値の最大化を図るとともに、県産農産物の生産状況をふまえたうえで、新たな価値創出に向けたアプローチを展開していくことが必要です。

主な取組方向

競争力の強化によって「もうかる農業」の実現につなげていくため、産学官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション^{*}」の形成等を通じ、意欲的な農業者の取組を支援します。また、関係する事業者の連携によって価値の最大化を図る食のバリューチェーン^{*}の構築を通じて商品の開発を促進します。

県産農産物の認知度をさらに向上させるため、ブランド力向上や地産地消、食育^{*}等に、企業と連携して取り組むとともに、県産農産物の魅力を消費者に的確に伝えられるエキスパート人材の育成など、総合的な情報発信に取り組みます。

ブランド化やICT^{*}（情報通信技術）の活用等「食」のイノベーションを担う人づくりに取り組み、食に関する新たな価値創出に向けた展開を加速します。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業 - 1】食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出

競争力の強化によって、「もうかる農業」の実現につなげていくため、産学官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション」の形成等を通じて、農産物の高付加価値化や販路開拓に挑戦する意欲的な農業者の取組を支援します。

また、関係する事業者の連携によって価値の最大化を図る食のバリューチェーンの構築を通じて、新しい商品やサービスの開発を促進するとともに、農産物の機能性を生かした高付加価値化や6次産業化の促進などに取り組みます。

マネジメント参考指標

「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額（累計）	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーションプロジェクトから生み出された商品等の売上額（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
	4 億円 (平成 26 年度)	37 億円

(三重県調べ)

【基本事業 - 2】県産農産物の魅力発信

豊かな風土で生産される多彩な県産農産物の価値を伝える取組を企業等と連携しながら進めるとともに、来県者も意識した県産農産物の活用や地産地消・食育^{*}の推進、環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図る取組、ブランド力向上、地理的表示（G I）保護制度の活用などを通じて、県産農産物の価値や魅力に関する認知度の向上を図ります。

また、果樹、茶および県産ブランド牛肉をはじめとする県産農産物の輸出促進や首都圏営業拠点、関西事務所との連携による県産農産物の魅力発信に取り組み、販路拡大につなげます。

マネジメント参考指標

魅力発信により生み出された企業との連携（累計）	県産農林水産物の魅力発信に取り組むことで生み出された連携企業数	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
		500 社

（三重県調べ）

【基本事業 - 3】イノベーションを担う人づくり

事業者間連携や、研究開発、ブランド化、ICT^{*}（情報通信技術）の活用などの分野において、イノベーションの創出に取り組む中核的人材を育成するため、食の人材ネットワーク「みえ農林水産ひと結び塾」によるワークショップや人材養成講座の開設等に取り組みます。

マネジメント参考指標

「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）	事業者間連携、研究開発、ブランド化を促進する多様な人材の確保や能力向上のために実施する「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数（累計）	
	現状値 平成 27(2015)年度	目標値 平成 37(2025)年度
		100 人

（三重県調べ）

第4章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

計画に掲げる基本施策を着実に推進し、その目標を実現していくためには、「県民力による協創^{*}の三重づくり」を基本として、農業生産に取り組む主体である農業者はもとより、消費者や関係団体、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力しながら一丸となって取り組むことが重要です。

(1) 農業者に期待される役割

農業者には、計画推進の主役として、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、農業・農村の多面的機能の発揮を通じて県土の保全や景観の形成などに貢献していることを認識し、地域経済を支える重要な産業としての農業に従事していることに誇りを持って自らの農業経営を展開していくことが求められます。

また、消費者との交流はもとより、食品産業等の他産業との連携協力を努めながら、農業・農村を起点とした新たな価値の創出に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 農業団体等に期待される役割

農業協同組合は、消費者や他産業・行政等との連携協力を図りながら、農業者と力を合わせて、地域農産物のブランド化など、生産から販売までの一貫した戦略を展開し、農業者の所得向上を図るとともに、地域農業が抱えるさまざまな課題の解決を図ることが期待されます。また、中山間地域等においては、農村における集落機能を維持していくため、総合事業を通じて生活インフラを支えていくことが期待されます。

農業委員会は、農業者や行政等との連携協力を図りながら、優良農地の確保と有効利用を図るとともに、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進等に貢献することが期待されます。

土地改良区は、農業者や行政等との連携協力を図りながら、農地や農業用施設の整備・適切な維持管理を図ることを通じて、食料の安定供給に欠かせない農業生産基盤を維持・継承していくとともに、県土の保全や美しい農村景観の形成など多面的機能の発揮に貢献することが期待されます。

その他の農業団体等には、それぞれの団体の設立目的をふまえて、消費者や他産業・行政等との連携協力を図りながら、農業経営の安定や食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等の実現に向けて貢献することが期待されます。

(3) 他産業に期待される役割

食品産業には、農業者と同様に、安全・安心な食を供給するとともに、県産農産物の利用や農業者との連携協力の促進、県内外への情報発信、県産食材の供給等を通じて、農業・農村の活性化に貢献することが期待されます。

また、観光産業等の集客を担う産業には、豊かな農村景観や歴史、風土などの地域資源や地域の食・食文化など、農村の魅力を生かした交流促進を通じて、農業・農村の活性化に貢献することが期待されます。

さらに、その他の産業については、農業・農村の多面的機能に着目した事業活動や農業・農村の課題解決を図る社会貢献活動等を通じて、農業・農村の活性化に貢献することが期待されます。

(4) 県民の皆さんに期待される役割

県民の皆さんには、単に食料を購入・消費するだけでなく、農業・農村の果たしている役割を理解するとともに、広く国際的な情勢や地球環境問題などについての情報を入手し、食に対する知識や食を選択する力を身につけることが求められています。

また、地産地消運動などへの参画とともに、農業者との交流活動や農地や農村の保全活動等にも積極的に参画することなどが期待されます。

(5) 市町に期待される役割

地方創生に向けた動きが加速してきている中で、市町には、農業者や農村地域住民にとって最も身近な行政機関として、そのエリアにおける農業・農村の活性化を促進する役割が期待されています。このため、市町は、農業・農村施策の展開にあたって、関係機関や団体等との連携協力を図りつつ、地域段階における創意工夫に基づく農業者や集落、産地等の主体的な取組を引き出し、支援していくことが期待されます。

(6) 県が果たす役割

県は、全県的な視野で、安全・安心な食料の安定的な供給や農業を支える意欲ある多様な農業者や新規就農者等の育成・確保、農村を維持、活性化するための農村地域施策や農業・農村を起点とした新たな価値の創出を促進します。

また、基礎自治体である市町や、農業団体等との密接な連携のもと、

安全・安心な農業生産に取り組む産地やブランド形成、高付加価値化、多様な農業者が意欲と経営感覚を持って持続的に農業経営を展開していくことができる環境づくりなど、創意工夫に基づく農業者や地域等の主体的な取組に対する支援

普及指導活動などによる、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展促進面や地域活性化面等におけるコーディネート機能の発揮などを通じた、地域の主体的な取組に対するマンパワーを生かした支援

農業者や消費者のニーズ、食品産業事業者等の多様なニーズ・シーズ、急速に変化する社会情勢等をふまえた研究開発とともに、生産等の現場で直面する諸課題の解決につなげる視点からの研究開発の実施

市町が行う農村地域施策に対する補完と支援

など、地域の実状に即した農業・農村の活性化に取り組んでいきます。

2 地域の特性を生かした活性化に向けた支援

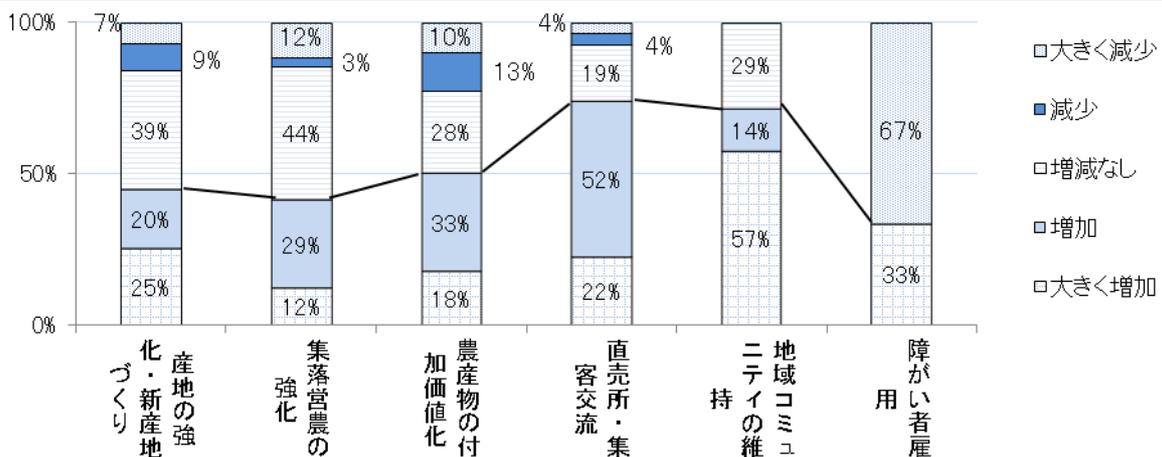
「三重県食を担う農業・農村の活性化に関する条例」第24条の規定に基づき、地域資源を活用した新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、平成23(2011)年度から、集落や産地等の活性化に向けた地域の活動計画「地域活性化プラン^{*}」の策定やその実践活動に対する支援に取り組んでいます。

(1) 地域活性化プランの取組内容

平成23(2011)年度から平成26(2014)年度の4年間で218プランが作成されました。プラン活動主体としては、「集落」を単位とした団体が35%、「産地」を単位とした団体が45%、それ以外の団体が20%でした。取組の内容としては、産地ブランドの強化や担い手の確保・育成などに取り組む「産地の強化」に関するプランが33%、法人化による経営の継続や集落営農ビジョンづくりなどに取り組む「集落営農の強化」に関するプランが21%、地域ブランド米の創出や新加工品開発、食品産業事業者・異業種との連携などに取り組む「農産物の高付加価値化」に関するプランが21%となっています。

	プランの主たる取組	プラン数	構成比
1	産地の強化	72	33%
2	集落営農の強化	46	21%
3	農産物の付加価値化	45	21%
4	直売所	22	10%
5	集客交流	11	5%
6	新産地づくり	9	4%
7	地域コミュニティの維持	8	4%
8	障がい者雇用	5	2%
	計	218	100%

地域活性化プラン 取組別経営状況アンケート結果 (167プラン対象)



平成23(2011)年度～25(2013)年度に策定された167プランを対象に「経営状況アンケート」を実施したところ、プラン策定時に比べ、売上・利益等が増加したプランの割合が51%(85件)となり、儲かる農業の実現に向けて取組が進展しています。(P19 グラフ参照)

取組内容別にみると、「農産物の高付加価値化」や「直売所・集客交流」に係る取組については売上・利益等が増加したプランの割合が50%を超えて高いものの、「産地の強化」や「集落営農の強化」では40%台となっています。取組によっては成果達成に時間がかかる内容もあることから、地域での持続的な活動定着に向けた継続的な支援が必要です。

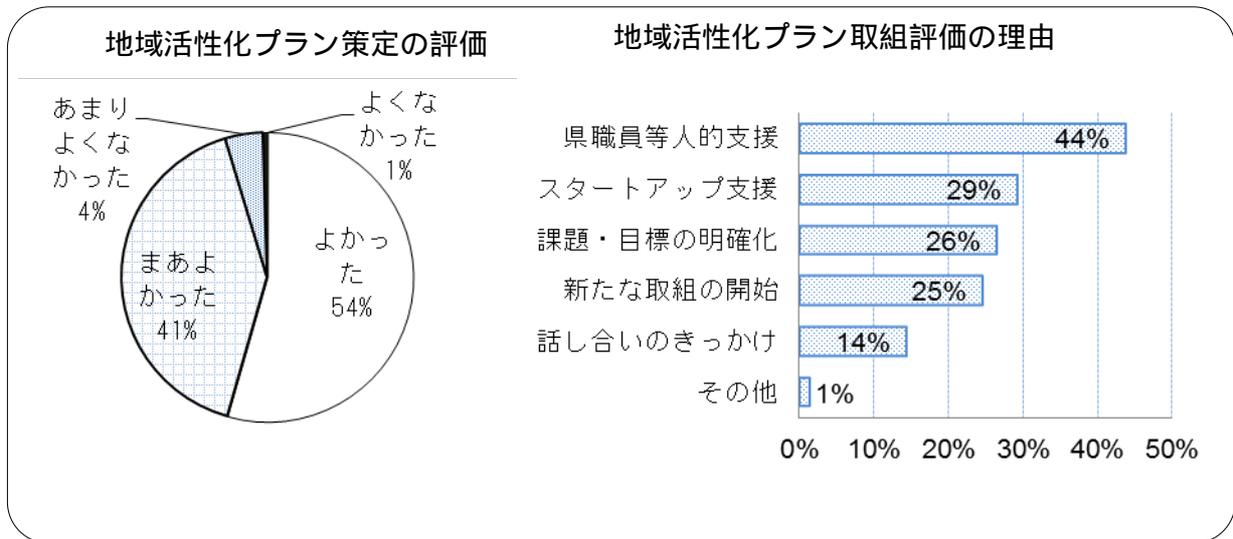
地域活性化プランの主たる取組ごとの成果を上げている主な事例としては、以下のような取組があります。

「産地の強化・新産地づくり」	
(農)白鳳梨生産組合(伊賀市)	生産力を強化し、直売等の有利販売に取り組むことによりブランド力が向上 売上 17%向上
JA 鈴鹿白ネギ部会(鈴鹿市)	複合経営品目として白ネギを産地化 面積 6.0ha 部会員 20名 売上 41,708 千円
「集落営農の強化」	
(農)丹生営農組合(多気町)	新品目の導入と加工品製造販売による収益力の向上 【生姜、生姜加工品】 売上 1,620 千円増
(農)クマダ(鈴鹿市)	施設整備と新商品開発による販売加工部門の強化 【餅、あられ、味噌】 売上 18%向上
(農)南家城営農組合(津市)	特産農産物の加工品販売による収益力の向上 【黒大豆の味噌、甘納豆等】 売上 12%向上
「農産物の高付加価値化」	
飛雪の滝百姓塾(紀宝町)	都市農村交流をきっかけとした地域内外への地域米の販売 【地域ブランド米】 売上 1,490 千円増
音羽野菜生産組合(菰野町)	観光施設と連携した農産物の販売・体験交流の実施 【野菜、米、漬物、餅、収穫体験】 売上 50%向上
JA 伊勢梅部会(南伊勢町)	「五ヶ所小梅」の知名度向上のため、特徴を生かした樹熟小梅の販売を拡大 【樹熟小梅】 売上 89%向上
飛鳥たかな生産組合(熊野市)	機能性を生かした地域外への販路拡大による売上向上 売上 7%向上
「直売所・集客交流」	
JA 三重南紀農林畜水産物直売部会(熊野市)	直売所設置をきっかけとした野菜の生産拡大 直売所での売上 84%向上
NPO 法人あわてんぼう(伊賀市)	レストラン開業による農村交流と高齢者への弁当宅配サービス 山里レストラン 売上 8,000 千円増
「障がい者雇用」	
社会福祉法人 九華福祉会(桑名市)	福祉施設においてネギの育苗、出荷調整等の農作業を導入して売り上げが向上 売上 47%向上
(株)やきやまふぁーむ(尾鷲市)	障がい者雇用により生産製造した野菜、加工品の販売強化による売上向上 【トマトケチャップ・干し椎茸等】 売上 23%向上

(2) 地域活性化プランの取組の評価

平成23(2011)年度から平成26(2014)年度に地域活性化プランを策定した218の農村地域団体を対象に地域活性化プランに取り組んだ結果について、「よかった」、「まあよかった」、「あまりよくなかった」、「よくなかった」の4択で聞き取ったところ、地域活性化プランに取り組んだ感想として、 と の割合が95%となりました。

また、 と を選択した理由(複数回答)としては、「県職員等による人的支援」の割合が44%と最も高く、「スタートアップによる支援」が29%となっており、プランの取組においては、プラン策定や実践を通じて得られた支援に対する満足度が高いことがわかりました。



(3) 今後の支援体制

これまでの取組地域では、さまざまな地域課題に対し、創意工夫を生かした活動が促進され、一部では先進的な取組も生まれてきています。また、プランを策定した団体からはプランの策定や実践を通じた支援に対しての評価が高いことから、地域が主体性に取り組む新たなチャレンジを関係機関が連携して支援していく地域活性化プランの取組は、効果的な支援手法であるといえます。

一方、農村における人口減少・高齢化の進展により営農や集落活動継続に向けた課題はますます大きくなっています。特に中山間地域等では、高齢化の進展から投資を必要とする新たな事業展開が困難である場合が多く、集客交流等の取組も必ずしも就業機会の創出や若者の定住にまで結びついているとはいえません。中山間地域等を次世代に継承していくためには、外部人材の受け入れも視野に入れながら、地域の資源を組み合わせ、地域で雇用を創出していく仕組みづくりに早急に取り組む必要があります。

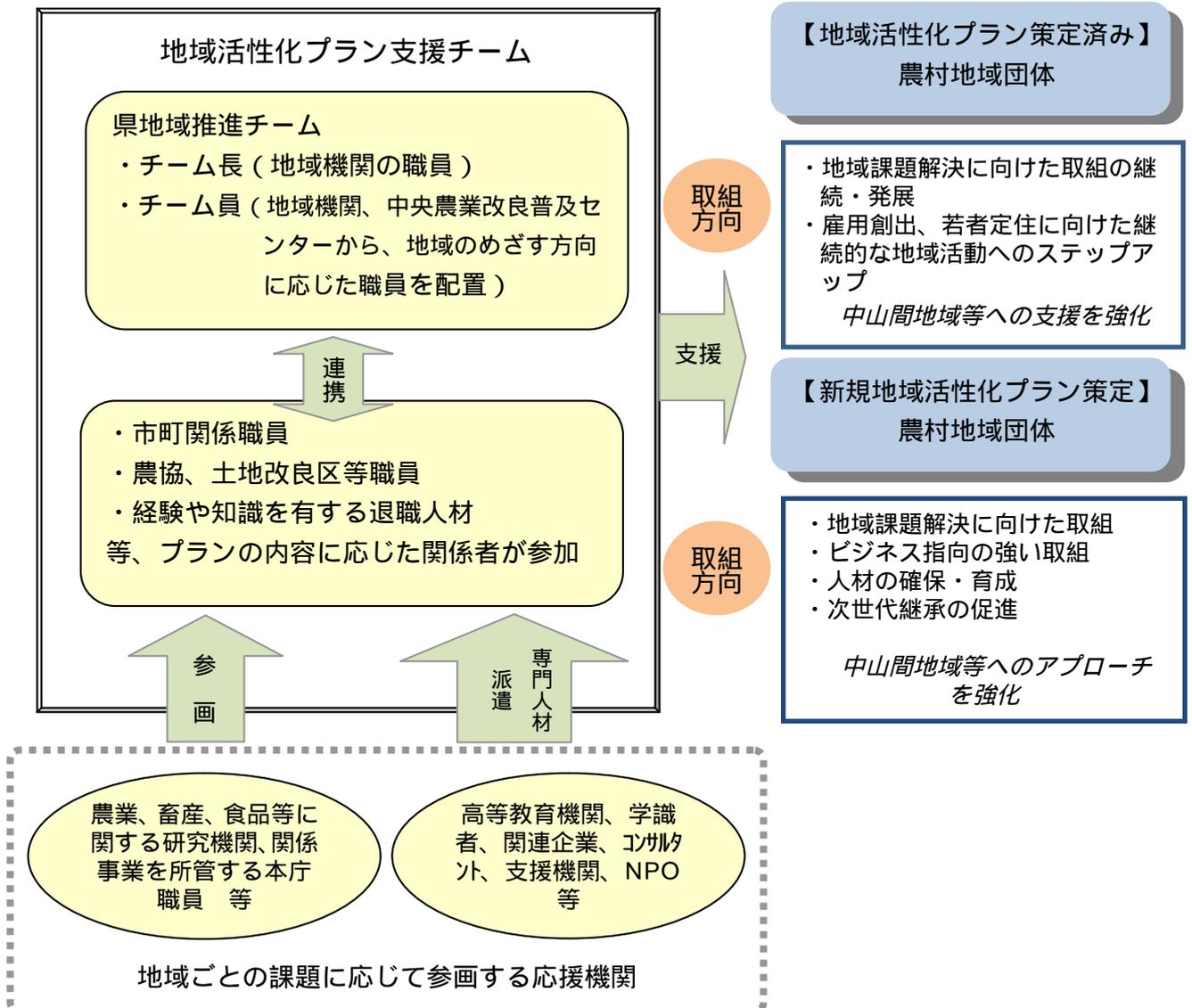
こうしたことから、引き続き地域活性化プランに取り組む中で、新たな視点として、次世代継承に向けた新たな人材の参画や育成を重要なテーマとして、その仕組みづくりを支援していきます。また、中山間地域等に対しては、さまざま主体が連携して新たな雇用創出にチャレンジする地域をプロジェクトとして重点的に支援していきます。

< 今後の支援体制 >

地域活性化プランによる地域支援

農業・農村の活性化に向けた取組として、地域の多様な方々の参画による地域課題解決に向けた主体的取組の促進を基本に、引き続き「地域活性化プラン」の策定と地域活性化プランに基づく実践を支援していきます。地域活性化プランを策定した団体に対しては、プランの実践をサポートしながら、これまでの取組を「協創^{*}」による持続的な地域活動に発展させていくとともに、多様な地域の資源や魅力を生かした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていくことをめざしていきます。新規にプランを策定する団体に対しては、「もうかる農業」につながるビジネス指向の強い取組に加え、人材の確保・育成、次世代継承の促進を重要な視点として、集落や産地等の主体的な取組を支援してきます。さらに、より課題の緊急度が高い中山間地域等に対しては、さまざまな機会をとらえアプローチを強化し、地域の意欲を醸成しながら地域の持続的な発展につながる取組を支援していきます。

(参考) 支援チームの構成イメージ



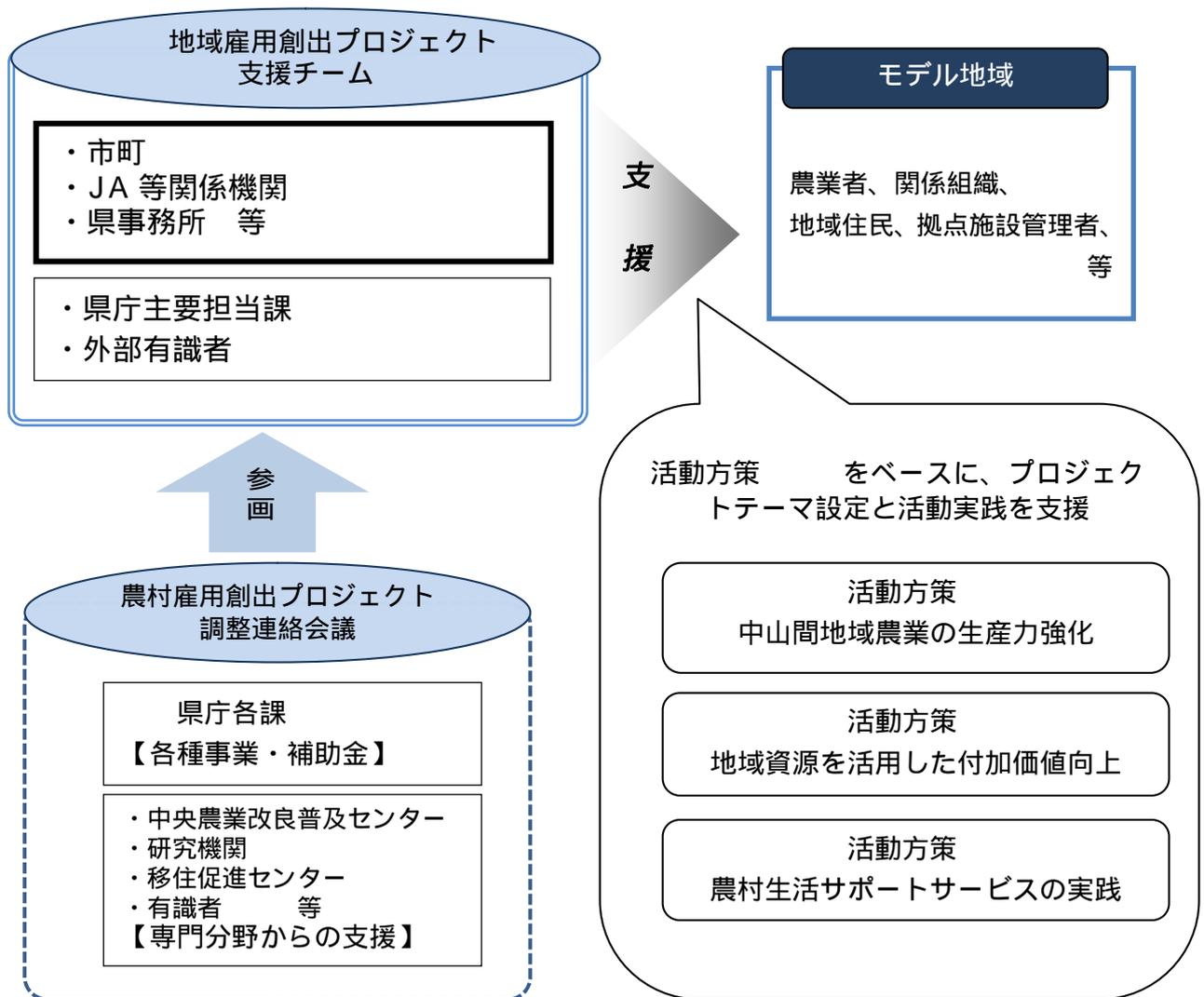
< 今後の支援体制 >

中山間地域農業を起点とした雇用創出プロジェクトの実施

地域活性化プランにおいて、中山間地域等へのアプローチを強化し、集落、産地等の農村地域団体の個々の取組に対し支援を行っていくこととしていますが、中山間地域等を次世代に継承していくためには、地域のさまざまな主体が連携し、地域の資源を最大限に活用することにより、多様な就業機会創出の可能性を示すモデルづくりが必要です。

そこで、中山間地域等において農業を起点とした雇用創出に取り組むモデルづくりと、市町、県、JA等関係機関による支援体制の構築を目的として、モデル地域における雇用創出に向けた取組をプロジェクトとして支援します。県においては、地域機関だけではなく、県庁内に農村雇用創出プロジェクト調整連絡会議を設置し、各地域の取組課題にあわせて事業や助成制度の活用、専門分野からのサポートを実施できる体制を整備し、総合的に支援していきます。

(参考) プロジェクトの支援体制イメージ



参 考 資 料

1 用語の解説

基本計画に掲載されている用語の説明です。

(1) A B C (アルファベット)

単語	解 説	掲載場所
B C P (業務継続計画)	Business Continuity Plan の略。災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。	第1・2・3章 基本施策
E P A (経済連携協定)	Economic Partnership Agreement の略。2以上の国や地域の間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や政府調達におけるルール作り、さまざまな分野での協力の要素等を含む幅広い経済領域での連携力の強化を目的とする協定。	第1章 第2章
F T A (自由貿易協定)	Free Trade Agreement の略。2以上の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。	第1章 第2章
G A P (農業生産工程管理)	Good Agricultural Practice の略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	第3章 基本施策
I C T (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略。IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着している。	第1章 第2章 第3章 基本施策
I P M (総合的病害虫管理)	Integrated Pest Management の略。化学農薬に依存せず、病害虫や雑草を管理する多様な手法を総合的に用いて、農作物への被害を経済的に許容できる水準以下になるように管理する体系のこと。	第3章 基本施策
J G A P	Japan Good Agricultural Practice の略。日本の標準的なGAP(農業生産工程管理)の一つとして、一般財団法人日本GAP協会が審査・認証している。	第3章 基本施策

単語	解 説	掲載場所
TPP(環太平洋パートナーシップ)	Trans-Pacific Partnership の略。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国およびベトナムの合計 12 か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスのとれた協定をめざし交渉が進められてきた経済連携協定のこと。平成 27(2015)年 10 月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至った。	第 1 章 第 2 章 第 3 章 基本施策 基本施策
アールセップ RCEP(東アジア地域包括的経済連携)	Regional Comprehensive Economic Partnership の略。東南アジア諸国連合加盟 10 ヶ国を中心に、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの 6 ヶ国が交渉に参加する広域経済連携のこと。	第 2 章
U・Iターン	Uターンとは、出身地から離れて都市部等に暮らしている方が出身地に戻って暮らすこと。Iターンとは、都市部等に暮らしている方が地方に移住すること。	第 3 章 基本施策
WTO(世界貿易機関)	World Trade Organization の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)の枠組みを発展させるものとして、1995年(平成 7年)に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、貿易紛争を処理する。	第 2 章

(2) 五十音

単語	解 説	掲載場所
か行		
協創	それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくこと。	第 3 章 第 4 章
経営所得安定対策	食料自給率・自給力の向上を図ることなどを目的として実施される国の対策で、米、麦、大豆および飼料用米等の作物を生産する農業者に対し、交付金が交付される。	第 2 章 第 3 章 基本施策
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、鶏などの家禽に強い病原性を引き起こし、感染した家禽の致死率が極めて高いものをいう。特定家畜伝染病に指定されている。	第 3 章 基本施策
口蹄疫(こうていえき)	牛や豚など、偶蹄(ぐうてい)類の家畜などが感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いいため特定家畜伝染病に指定されている。	第 3 章 基本施策

単語	解 説	掲載場所
さ行		
サプライチェーン	製造業において使用される用語で、原材料の調達から製造・販売・配送までの全体の流れのこと。農産物の生産(上流)から下流(食品の流通・販売)をつなぐ、複数企業間の連携の意味としても用いられる。	第3章 基本施策
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	第3章 基本施策
集落営農組織	農村の集落を単位として、農地の合理的利用、機械・施設の共同利用、共同作業など、農業生産工程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。	第3章 基本施策 基本施策
た行		
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	第1・2・3・4章 基本施策 基本施策
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	第2・3・4章 基本施策
な行		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町長の認定を受けた農業者。	第2章
農場HACCP	農場にHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考えを採り入れ、危害要因となる微生物や化学物質、異物の混入などを防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階で危害発生をコントロールする手法のこと。	
農地中間管理事業	農業の競争力を強化するため、都道府県ごとに整備された農地中間管理機構において、農地を出し手から借り受け、受け手となる担い手に貸し付けることにより、担い手ごとの集積・集約化を推進する事業。	第3章 基本施策

単語	解 説	掲載場所
農地中間管理機構	平成 26(2014)年 3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理事業を行う法人として、都道府県段階で1つ設置された公的な機関のこと。	第1章 第2章 第3章 基本施策
農福連携	農業分野と福祉分野が連携して、農業経営体による障がい者雇用や福祉事業所による農業参入などに取り組み、農業の担い手確保、障がい者の就労促進を支援すること。	第3章 基本施策
は行		
パイプライン化	営農における水管理労力を軽減するとともに、水質の向上と節水を図るため、農業用開水路を地中化し給水栓による用水の供給を行うこと。	第2章 第3章 基本施策
バリューチェーン(価値連鎖)	原材料の調達から商品化、流通、販売までの企業の活動を一連の価値(Value)の連鎖(Chain)として捉えたもの。	第2章 第3章 基本施策
人・農地プラン	農業者の高齢化や担い手不足が懸念される中、地域や集落の話し合いに基づいて、市町が地域農業の中心となる経営体の明確化や経営体への農地集積のルールづくり、将来ビジョンなどを定める計画で、集落単位での策定を推進している。	第3章 基本施策
ま行		
みえジビエ	県内で捕獲、解体処理された野生のニホンジカ、またはイノシシの肉のうち、人の食用にするもので、「みえジビエ登録制度」に登録された野生獣解体処理施設において、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」に基づき解体処理されたもの。	第3章 基本施策
みえフードイノベーション	県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の智恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	第2章 第3章 基本施策

単語	解 説	掲載場所
みえフードイノベーション・ネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げる、異業種・産学官によるネットワークのこと。	第2章
三重ブランド	県のイメージアップと観光および物産の振興を目的として、県を代表する産品とその生産者を認定する制度。	第3章 基本施策
結びの神	本県の新しい米のブランド名のこと。夏場の高温にも強い県育成の米の新品種「三重23号」のうち、品質基準に適合したものが、「結びの神」として販売される。	第3章 基本施策
ら行		
6次産業化	1次産業が、加工(2次産業)や流通販売(3次産業)などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。	第2章 第3章 基本施策 基本施策
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。	第3章 基本施策

2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 基本計画（第九条）

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条 第十四条）

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条 第十七条）

第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条 第二十条）

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条 第二十三条）

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四条）

附則

三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。

しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を変貌させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。
- 二 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- 三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通その他食品に関する役務の提供を行う事業者をいう。
- 四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること及び地域で生産された農産物を当該地域において消費し、又は利用することをいう。
- 五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。

（基本理念）

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

- 一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。
- 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。
- 四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

- 第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。
 - 3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

(農業者等の役割)

- 第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努めるものとする。
 - 3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。

(県民の参加等)

- 第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

- 第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本計画

- 第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
 - 二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
 - 三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。
- 6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

(水田の最適な利用)

第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(園芸作物等の産地の形成)

第十一条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(畜産の健全な発展)

第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全・安心農業生産の取組の促進)

第十三条 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の安全・安心の確保)

第十四条 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

(多様な農業経営の確立)

第十五条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術及び知識の向上)

第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

(農地の有効利用等)

第十七条 県は、農業生産に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

第三節 地域の特性を生かした農村の振興

(農村の総合的な振興)

第十八条 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興)

第十九条 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(野生鳥獣による被害の防止)

第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。

- 一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓(次号において「商品の開発等」という。)を行う取組
- 二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組
- 三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- 四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組
- 五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組
- 六 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

(認証制度等の推進)

第二十二条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策
- 二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策
- 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策

(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)

第二十三条 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

第二十四条 県は、農村地域団体(次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。)による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体(農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。)
- 二 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの
- 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年12月28日 三重県条例第59号)

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

2016年(平成28年)3月
三重県

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL:059-224-2016(農林水産部農業戦略課)
(H28.4～担い手支援課)

FAX:059-223-1120